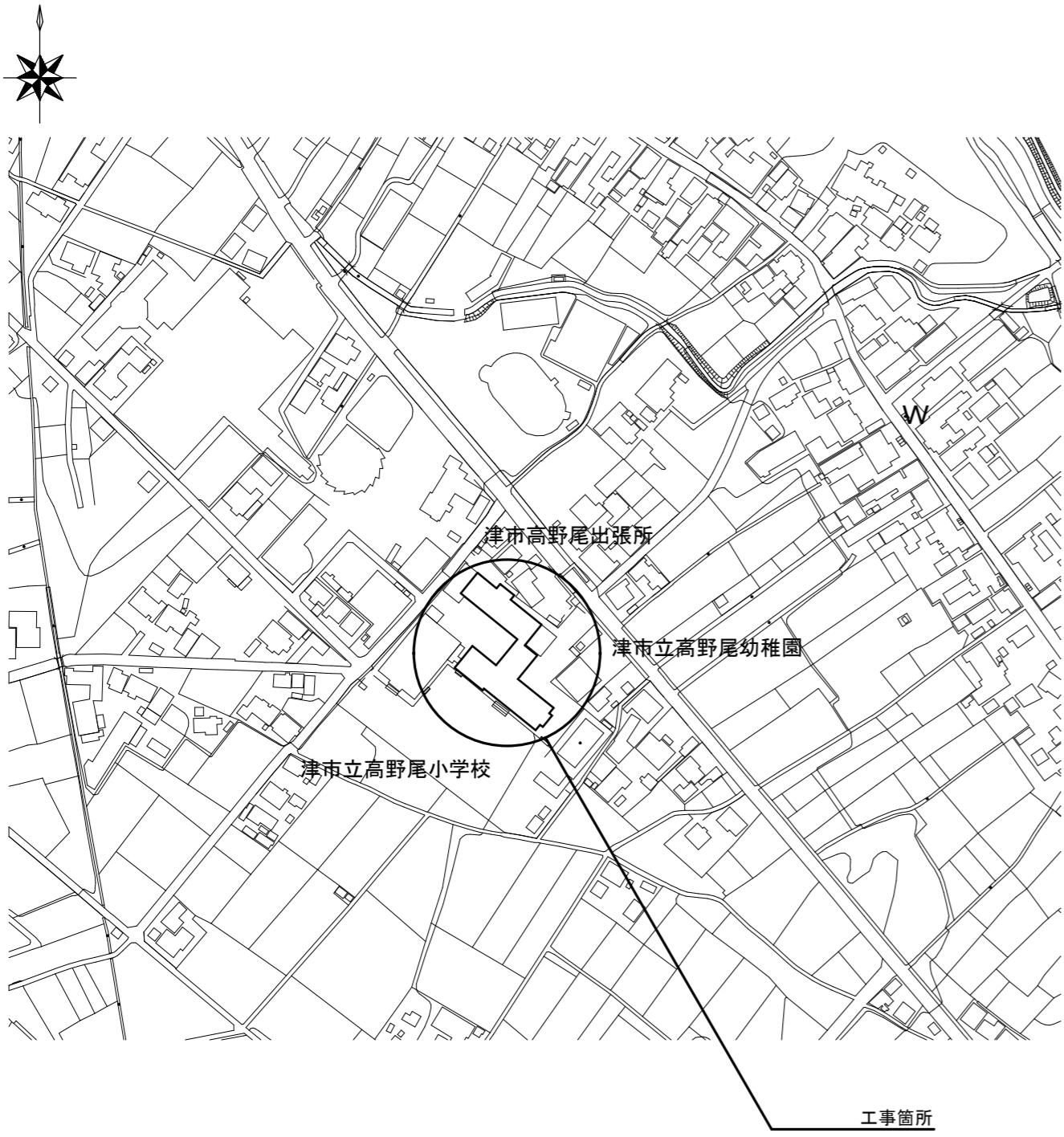


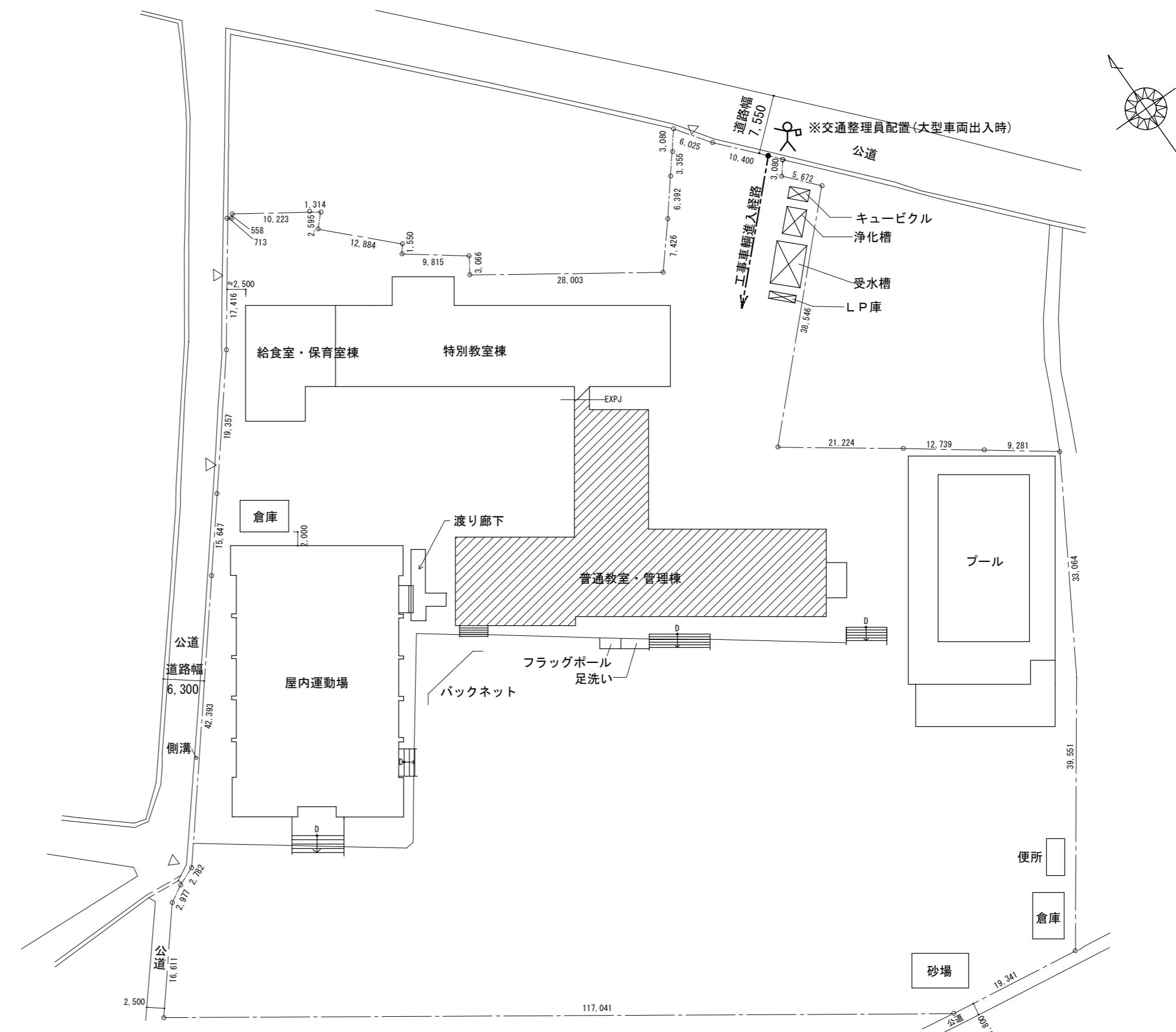
津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

図名リスト			
機械設備工事		電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M-01	機械設備工事特記仕様書 1	E-01	電気設備工事特記仕様書 1
M-02	機械設備工事特記仕様書 2	E-02	電気設備工事特記仕様書 2
M-03	附近見取図、配置図、仮設計画図	E-03	電気設備工事特記仕様書 3
M-04	空調設備 凡例・機器仕様 参考要領図	E-04	新設キュービクル 単線結線図
M-05	空調設備 配管系統図	E-05	既設キュービクル 単線結線図
M-06	空調設備 1階平面図	E-06	電気設備 配置図
M-07	空調設備 2階平面図	E-07	電気設備 キュービクル廻り詳細図
M-08	空調設備 3階平面図	E-08	空調電源設備 2階平面図
M-09	空調設備 R、P H階平面図	E-09	空調電源設備 R、P H階平面図
M-10	空調制御設備 1階平面図		
M-11	空調制御設備 2階平面図		
M-12	空調制御設備 3階平面図		
M-13	空調制御設備 R、P H階平面図		
M-14	1、2、3、R階平面図		
M-15	1階平面図		
M-16	短計図		
M-17	キーブラン		
M-18	建具表		
M-19	2階天井伏図		
M-20	3階天井伏図		

機械設備工事特記仕様書									
1 工事名称	津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事								
2 工事場所	津市 高野尾町 地内								
3 建築概要	消施令の適用								
4 適用基準	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官房監修部監修 「公共建築工事標準仕様書 建築、電気、機械設備工事編」平成28年版 「公共建築改修工事標準仕様書 (建築、電気、機械設備工事編) 平成28年版 「公共建築設備工事標準 (電気、機械設備工事編) 平成28年版 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたもの適用する。								
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の状況・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び誤義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生するうと判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。 設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他者との取引合にあっても施工の不具合が発生した場合は監督員の指示により直し施工を行うこと。 (1) 出来図書 ■建築工事に準じる 1) 工事書類 : 施工計画書 打合記録 施工要領書 機器使用履歴 機器詳細図 工程表 施工図等 2) 工事完成図書 : 品質確認書類 工事日報 工事写真 安全・訓練実施記録 竣工図(製作本(4寸2部)、A3(見開き)2部) 機器成図(ファイル等) 保守に関する説明書(取扱説明書・保証書)2部 機器性能試験成績1部 総合調整測定表(試験結果・測定結果等)1部 官公署届出書類(検査済証)1部 出来図書類1部等 ※ 総合工図、施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事写真是常務工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。 ※ 工事包含工事の場合、監督員に確認のこと。								
6 機器及び材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機器届出書(メーカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品などの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。 又、重量機器については、機器搬付要領、耐震計算書もあわせて提出すること。								
7 官公署等への届出手続	工事に伴う関係官署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担すること。 1) 消火器に係る消防設備等設置届出書の作成 ・本工事(建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の成り(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。								
8 品質管理	工事にに関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。								
9 出来形管理	以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器搬付 ・耐震強度(設計標準強度、アンカーの種類・サイズ確認・埋込み深さ) ・基礎寸法 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・支持間隔 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・排水勾配 横の深さ 4) 水栓・リモコンスイッチ類の取扱高さ								
10 製品確認	発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する ■適用しない								
11 耐震安全性の分類	構造体()類 建築非構造部材()類 建築設備()類								
12 機器の地震力(主要機器)	地震係数 (1.0)								
13 機器名	設置階 () 設計標準震度Ks () 地域係数 (1.0)								
14 水槽類	設置階 () 設計標準震度Ks ()								
15 その他監督員が指示するもの	冷媒(フロン類)の回収 ■適用する □適用しない								
16 冷媒(フロン類)の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・特定家庭用機器廃棄物管理票(家电リサイクル券) 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業(ポンプダウン)を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の気室内への飛散を防止する措置を講じること。								
17 中間技術検査	実施回数 () 回								
18 (11) 発生材の処理等	1) 引き渡しを要するもの(上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物() 3) 現場内において再利用を図るもの(□ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材) 4) 再資源化を図るもの(□ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材) 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても同書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員が報告すること。(□ A1B1, B2, D票を提示すること。) (12) 電気保安技術者 □ 適用する ■適用しない								
19 (13) 施工条件	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ■一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし 2) 施工可能時間帯 ■指定なし □ 指定あり (時 ~ 時) (14) 構成工期 建築物等の使用を想定して総合工事運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■指定なし □ 指定あり (平成 年 月 日) (15) 反復工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる(有償) ■利用できる(無償) □ 利用できない 3) 工事電力 □ 利用できる(有償) ■利用できる(無償) □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し直した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 (16) 足場 1) 内部足場 ■脚立 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による脚立 ■適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の性能を有する足場とし、足場の立て、構体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり搭き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 (17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記欄の指定資材及び参考見本一式はこれと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名: 一間伐材製工事バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ()) (18) 建設副産物 1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設資材を搬出する場合)を施設工事に組み込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACCIが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。 (19) 三重県産業廃棄物規制 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完税率の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェスト)の数量の集計)を超えて請求することはできない。 (20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生時の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検査等に協力すること。 (21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損、破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にならない復旧すること。 (22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両(資機材等の搬入車両を含む)。並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の未認可)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じなければならない。 (23) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び填埋 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成27年4月1日施行)等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。								
20 9 工事細目	9 (1) 配管材料								
21 (1) 給水管	□ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般: SGP-VB 地中: SGP-VD) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般: SGP-FVA, FVB 地中: SGP-FVD) ※ 繋ぎ手はコアラ型接合とする。 □ 水道用硬質塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般: HVP) □ 水道配水用PE管 JIS K 144 (地中: PE) □ 水道ステンレス鋼管 JIS G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。								
22 (2) 雜排水管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 繋ぎ手はドーナツ接合又は、MD接ぎ手を使用 (地中: コンクリート埋設は食テー2重巻き) □ 土間: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に織維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。								
23 (3) 通気管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 繋ぎ手はドーナツ接合又は、MD接ぎ手を使用 (地中: コンクリート埋設は食テー2重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に織維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。								
24 (4) 汚水管	□ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同一MD接ぎ手 JPS MOJ 002 □ 土間: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に織維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</td								



附近見取図



配置図、仮設計画図 S=1:600

凡例 対象建築物

memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:200

■drawing title

■project title

附近見取図、配置図、仮設計画図

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

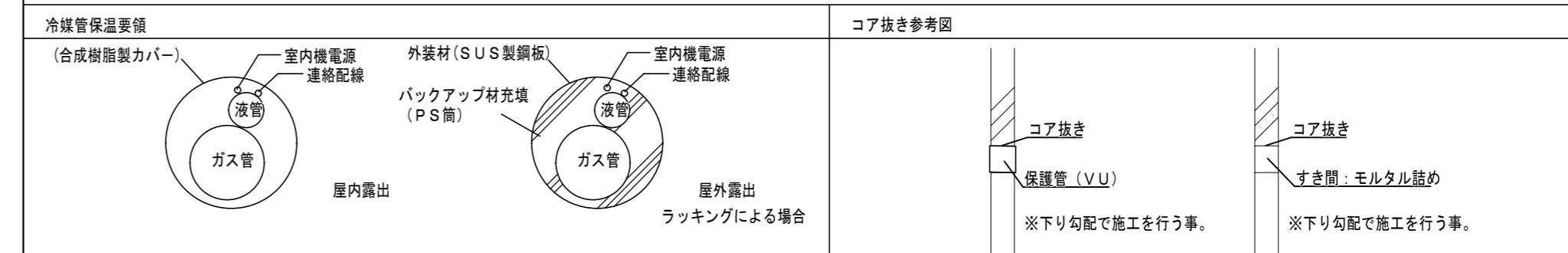
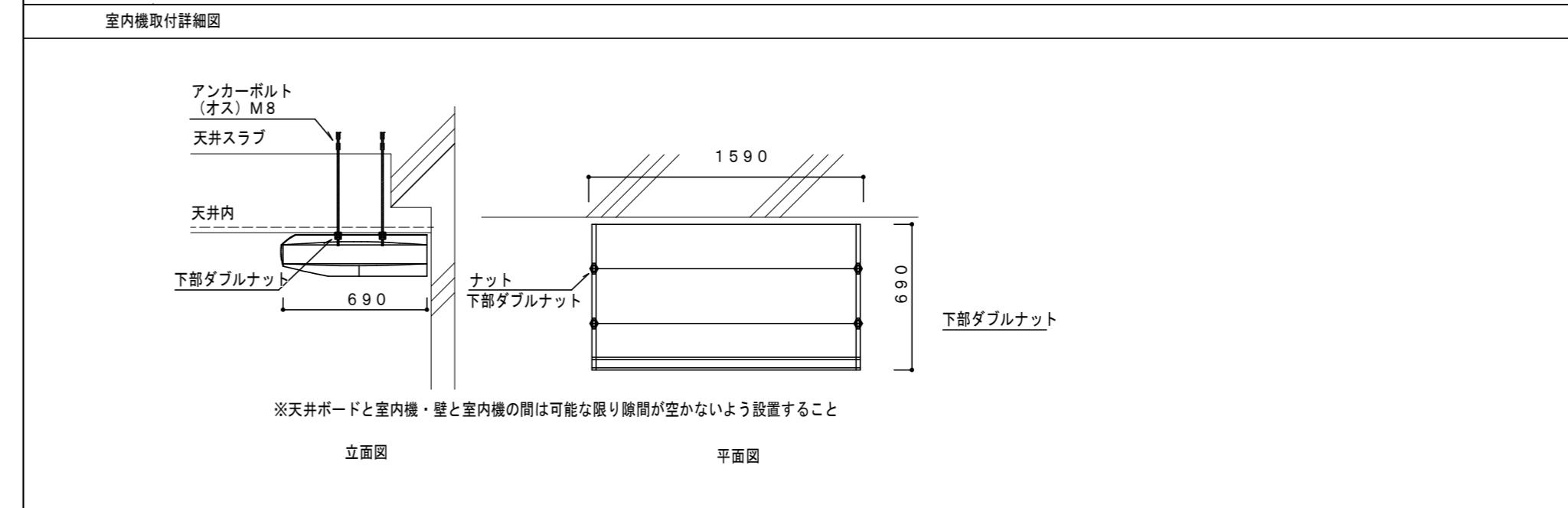
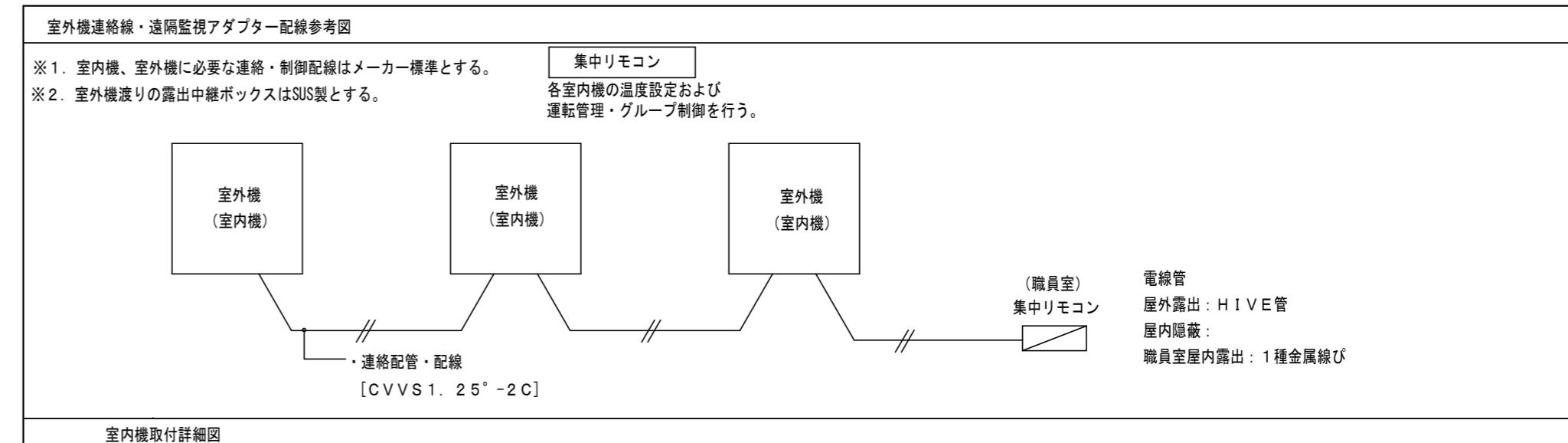
■sheet no.

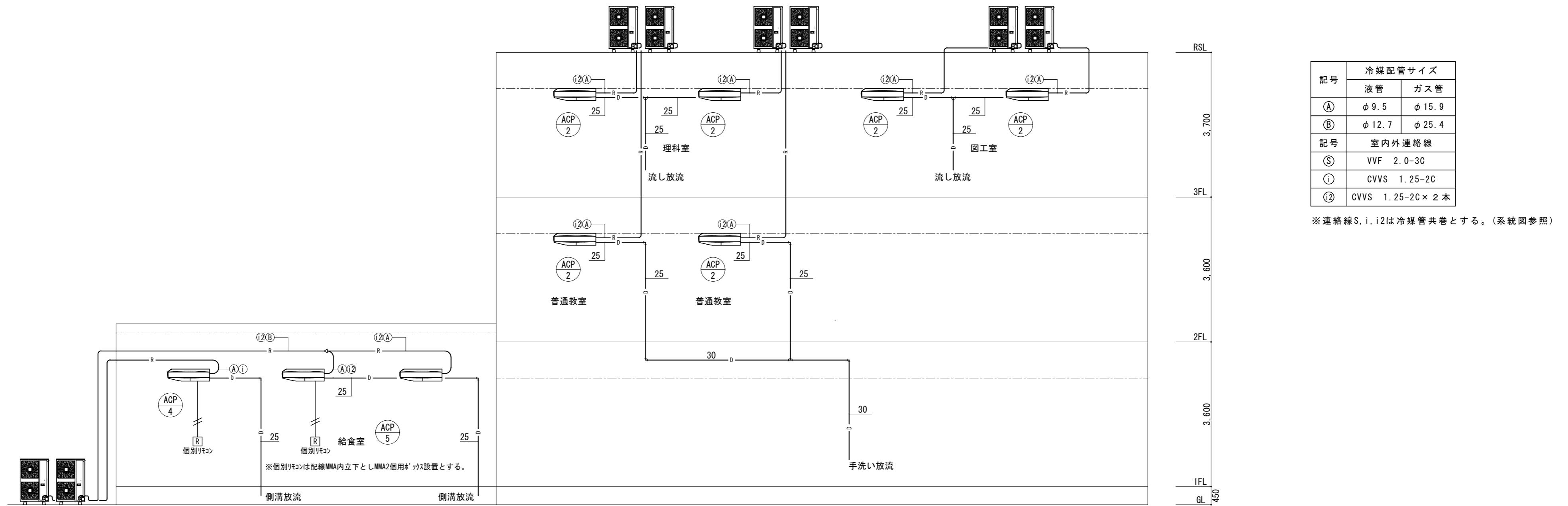
M-03

原図: A2

空調機器表（新設）					
記号	形式・名称	仕様	台数	備考・参考型番	
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：7.1(3.2~8.0)kW 暖房能力：8.0(3.8~9.5)kW	1	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：2.10kW 暖房定格消費電力：2.25kW		集中リモコンアダプター	
				既成コンクリート架台 (L=1000)	
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：14.0(6.3~16.0)kW 暖房能力：16.0(7.2~20.0)kW	12	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：5.38kW 暖房定格消費電力：4.65kW		集中リモコンアダプター	
				既成コンクリート架台 (L=1000)	
ACP-3	パッケージエアコン	冷房能力：25.0(11.3~28.0)kW 暖房能力：28.0(12.6~35.0)kW	1	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型 同時ツイン	3相200v 冷房定格消費電力：10.4kW 暖房定格消費電力：8.65kW		集中リモコンアダプター	
				既成コンクリート架台 (L=1000)	
ACP-4	厨房用エアコン	冷房能力：12.5(5.7~14.0)kW 暖房能力：14.0(6.3~18.0)kW	1	防振ゴム ワイヤードリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：5.38kW 暖房定格消費電力：4.65kW		集中リモコンアダプター	
				既成コンクリート架台 (L=500)	
ACP-5	厨房用エアコン	冷房能力：25.0(11.3~28.0)kW 暖房能力：28.0(12.6~35.0)kW	1	防振ゴム ワイヤードリモコン	
	天吊型 同時ツイン	3相200v 冷房定格消費電力：12.1kW 暖房定格消費電力：9.1kW		集中リモコンアダプター	
				既成コンクリート架台 (L=500)	
集中管理リモコン	液晶タッチパネル		1		
	グループ制御・個別／一括運転・停止・以上表示・温度設定				
特記事項：運転特性、能力はJIS条件による。電源容量値は参考とする。					
空調機トップランナー基準改定仕様とする。冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。					
室外機-室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。					
リモコン配線共本工事とする。室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。					
機器は同等品以上とする。					
機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様による。					

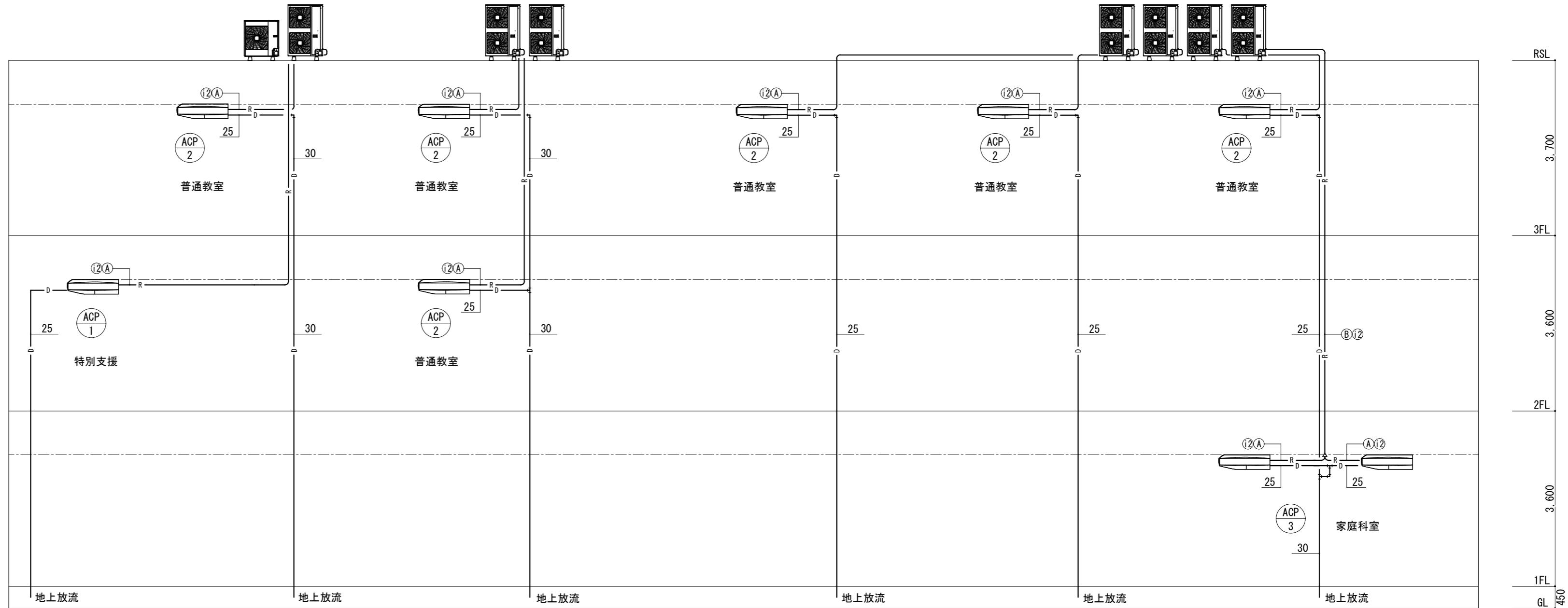
凡 例			
図示記号	名 称	配管材料	備考
— R —	冷媒管	空調用保温付被覆銅管	防露塗装仕様 屋内露出：配管化粧カバー 屋外露出：ポリスチレン成形+SUS鋼板ラッキング
— D —	ドレン管	保温付VP	※屋外はか-VPとする

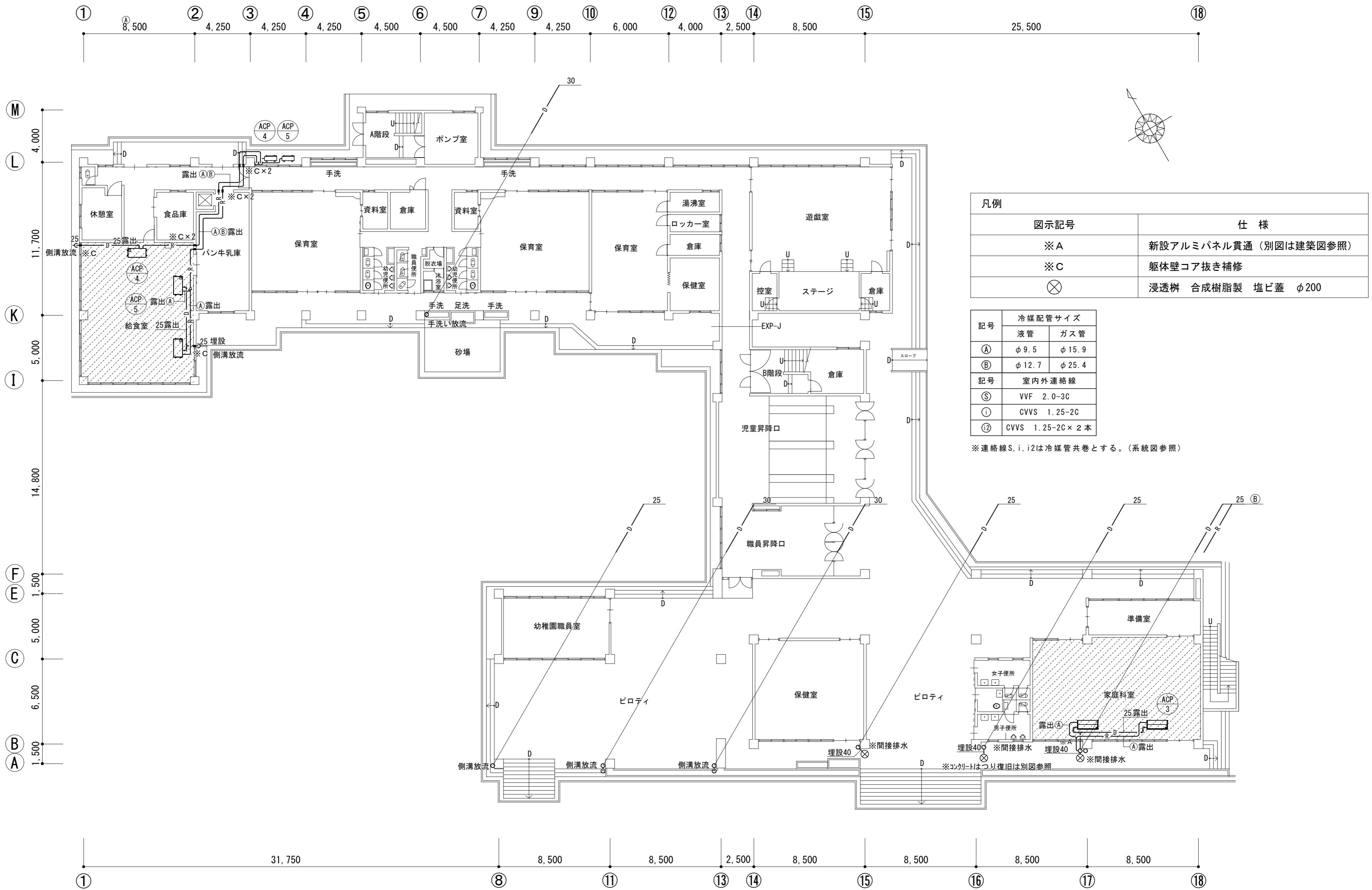


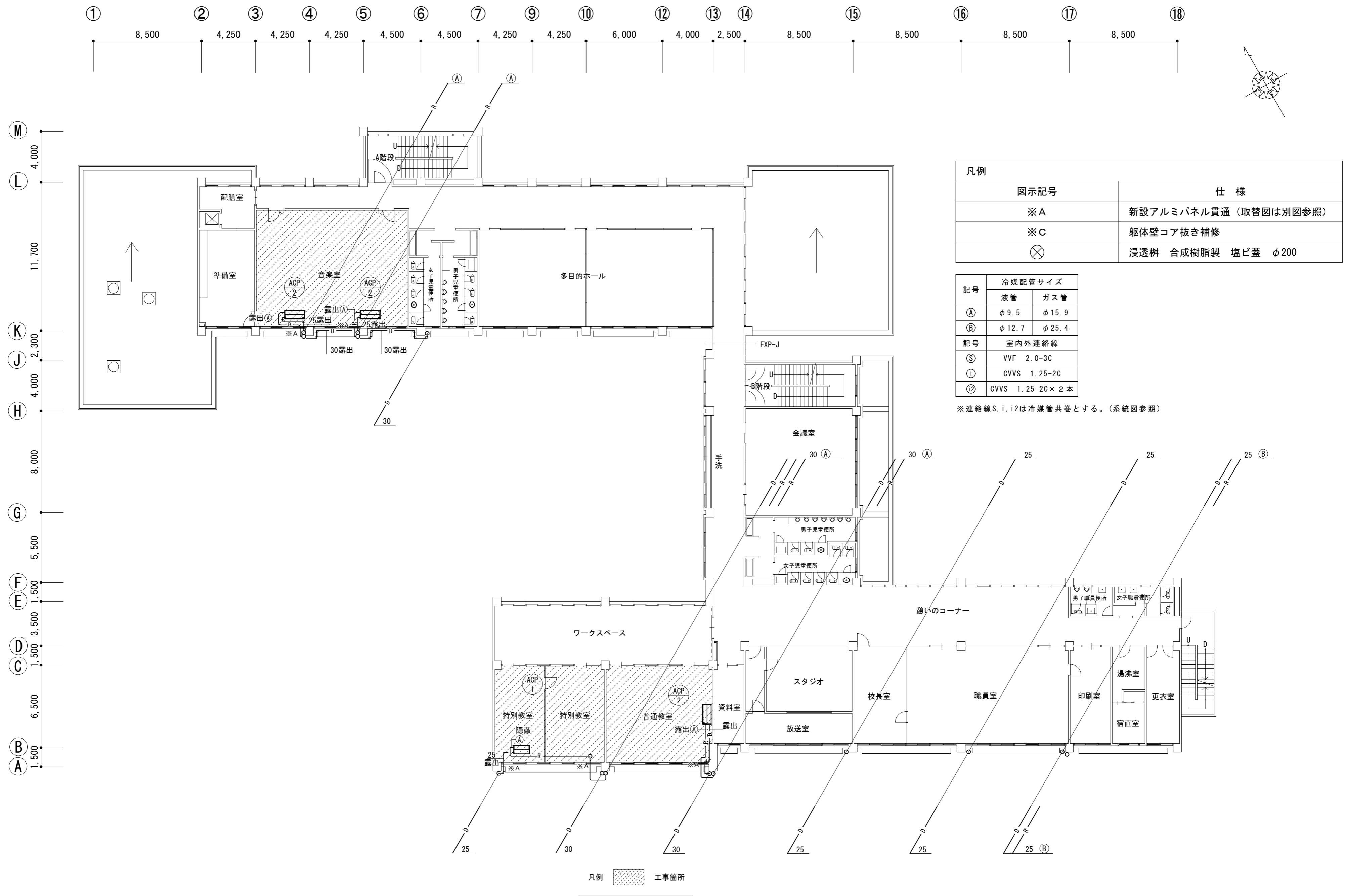


記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	Φ 9.5	Φ 15.9
(B)	Φ 12.7	Φ 25.4
記号	室内外連絡線	
(S)	VVF 2.0-3C	
(I)	CVVS 1.25-2C	
(②)	CVVS 1.25-2C×2本	

※連絡線S, i, ②は冷媒管共巻とする。(系統図参照)







■memo

■check
client
architect
contractor

■scale

S=1:200

■drawing title

空調設備

2階平面図

■project title

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

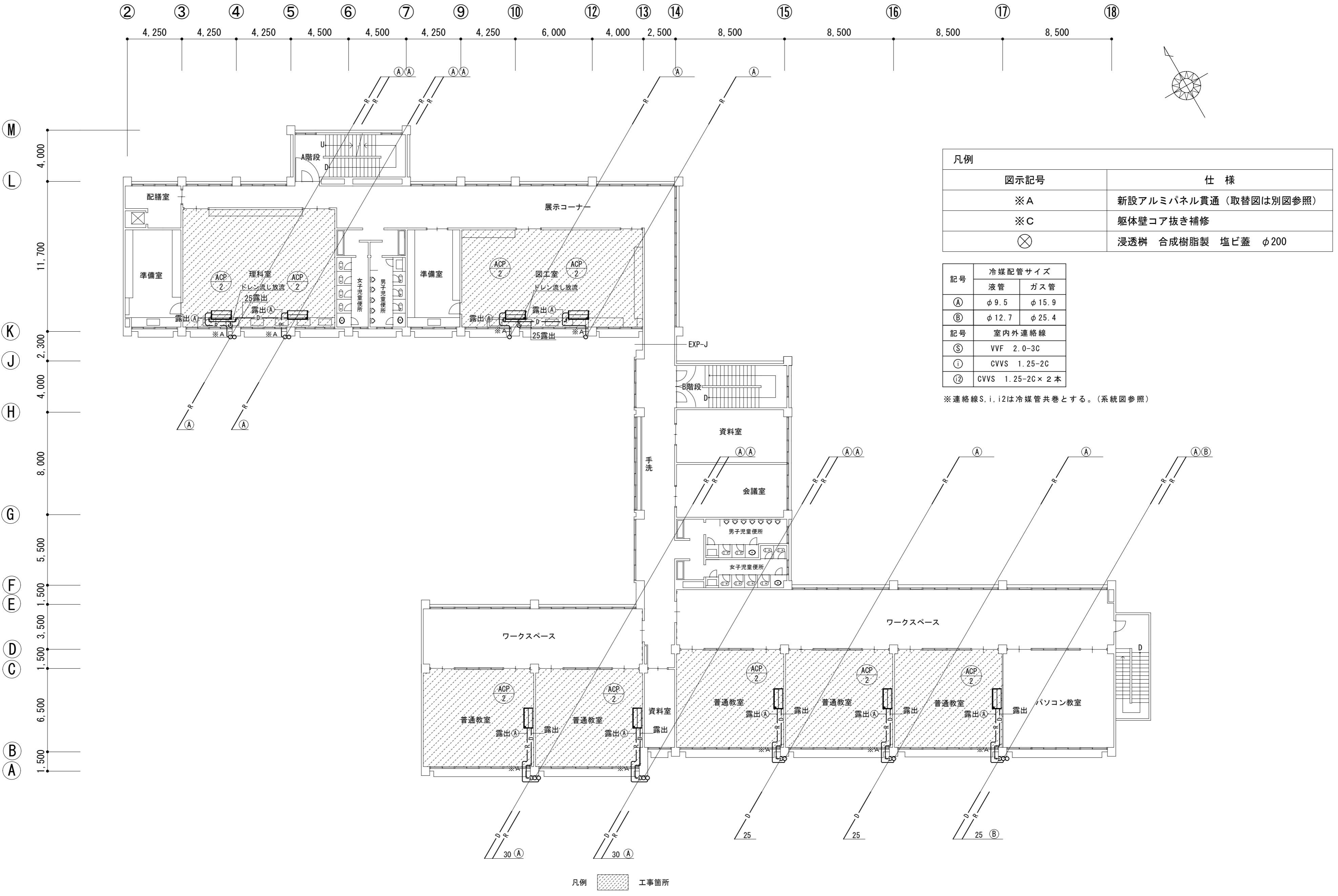
Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

M-07

原図 : A2



memo

■check
client
architect
contractor

■scale

S=1:200

■drawing title

空調設備

3階平面図

■project title

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

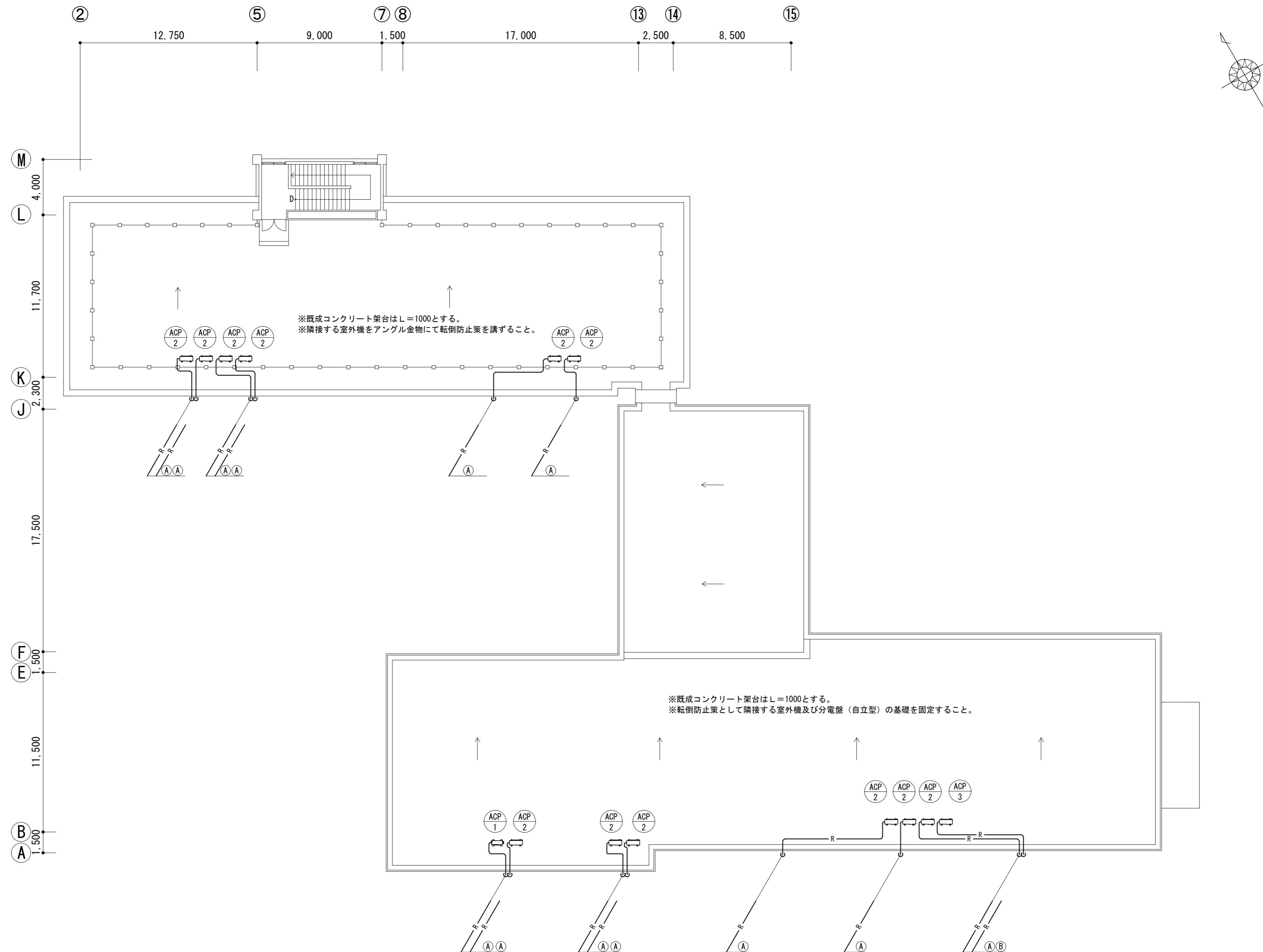
Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

M-08

原図 : A2



R階平面図 S=1:200

■memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:200

■drawing title
空調設備
R、PH階平面図

■project title
津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

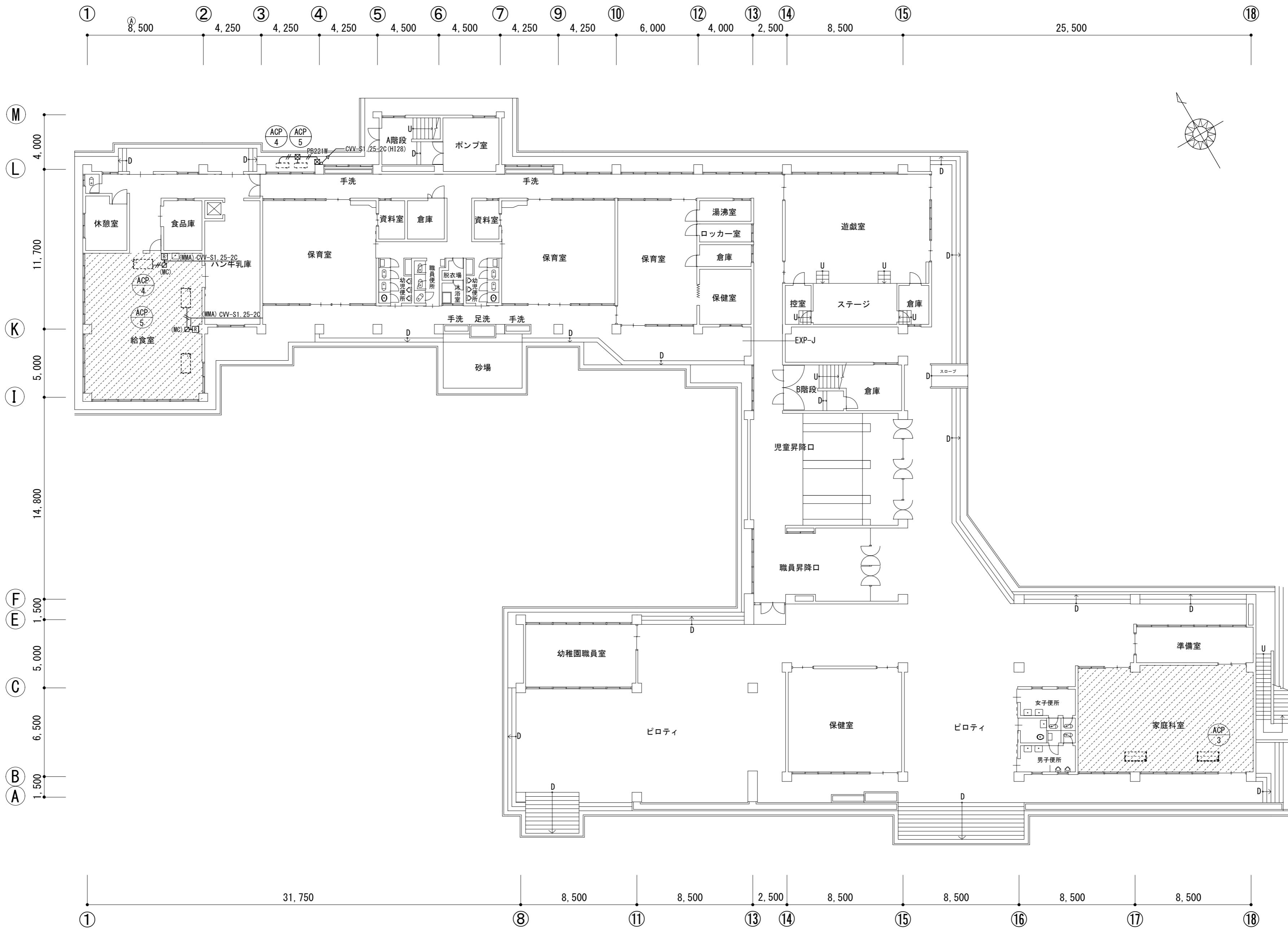
Kisho
Architectural
Design Office

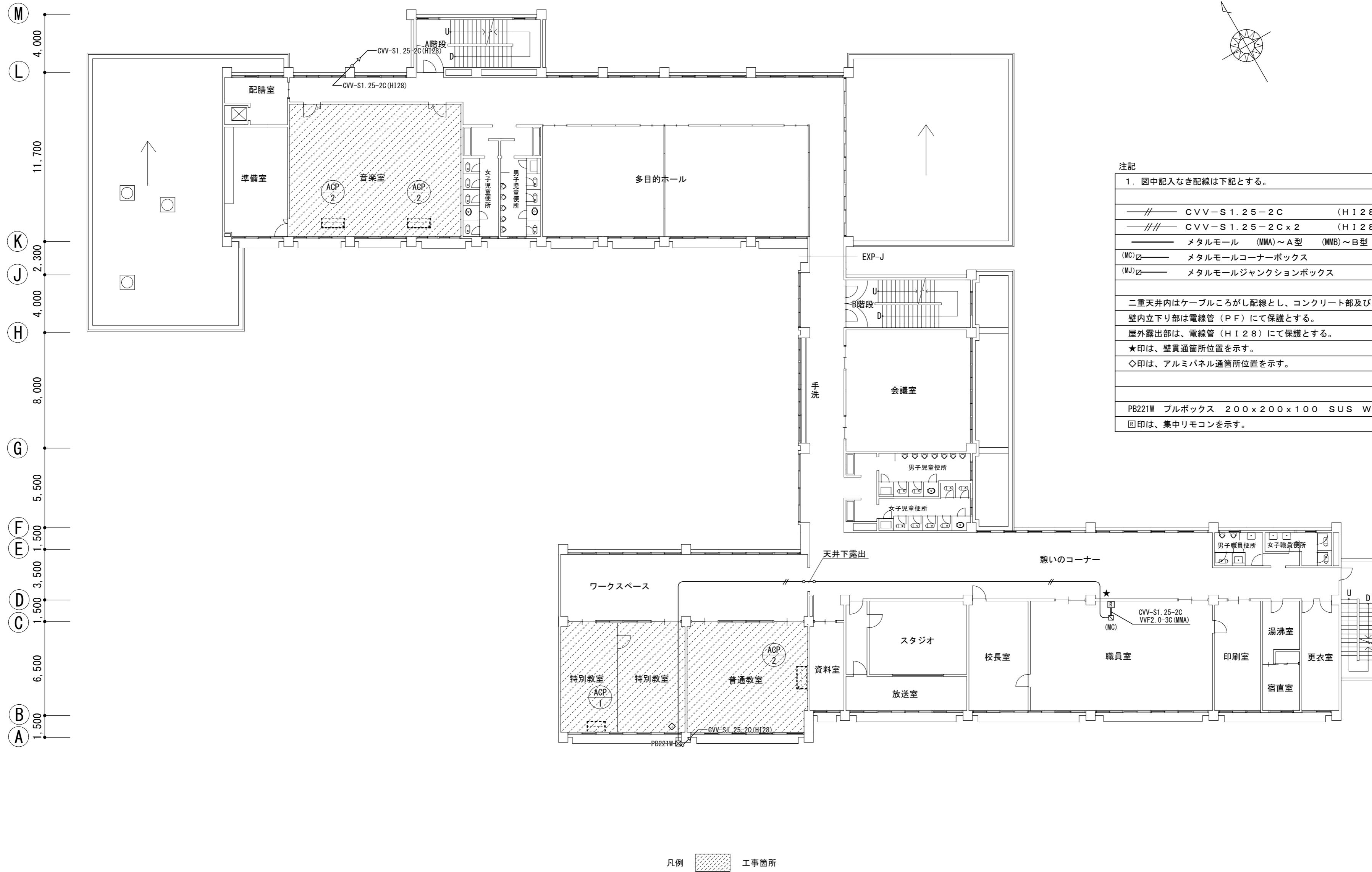
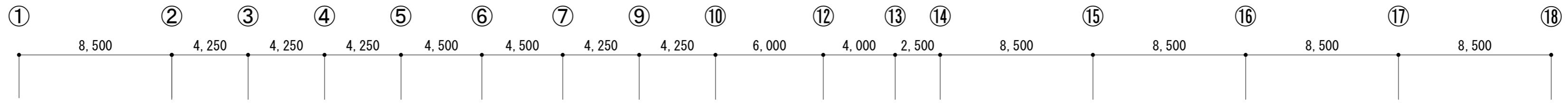
一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

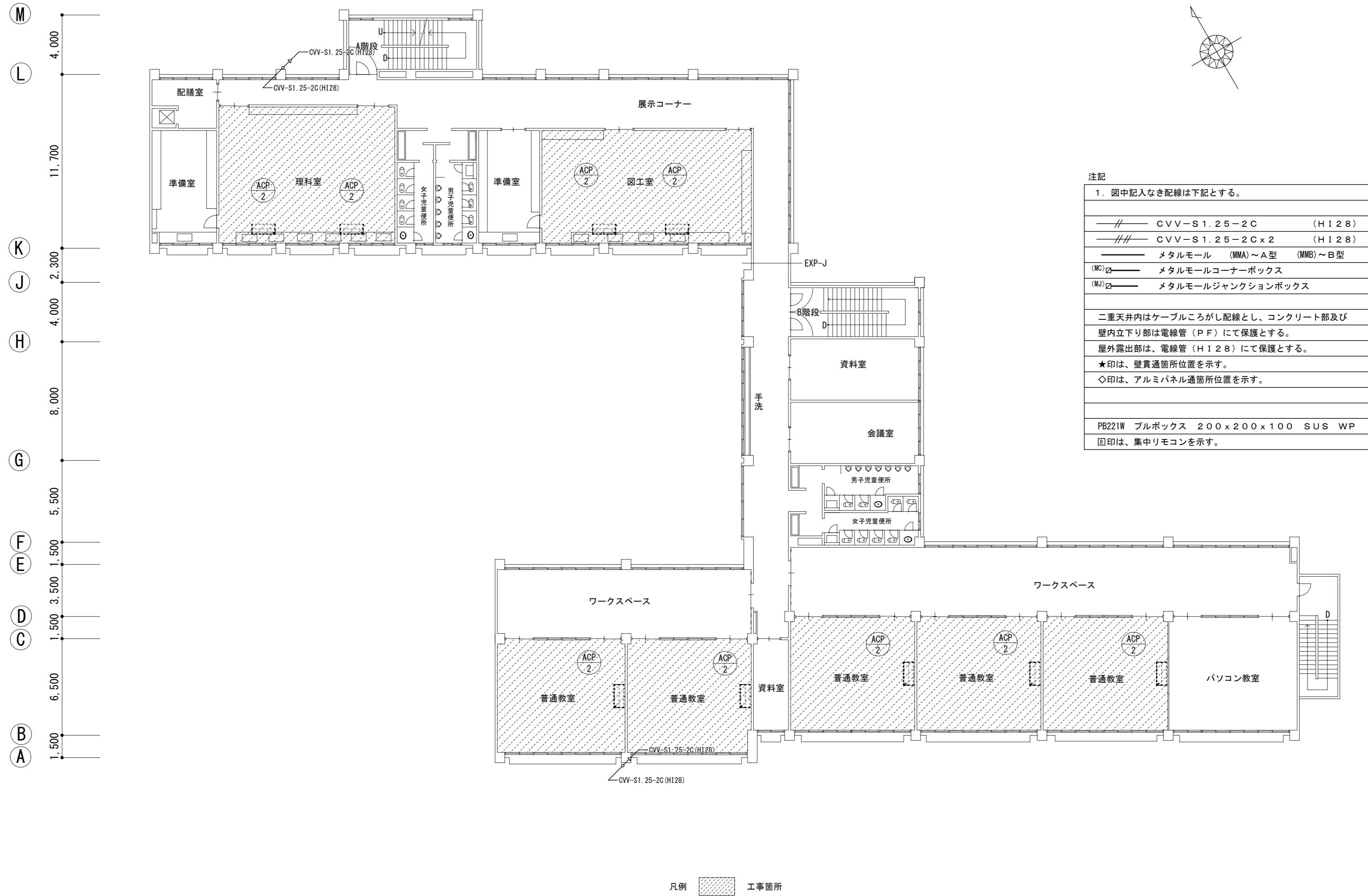
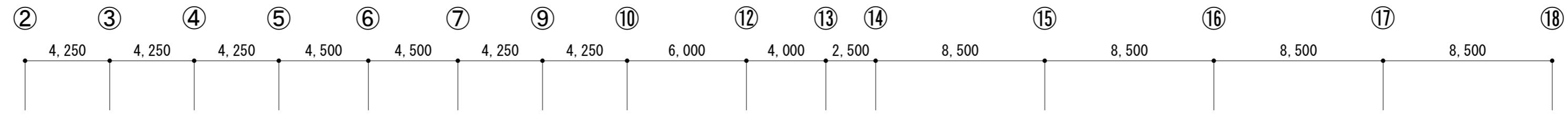
■drawing no.

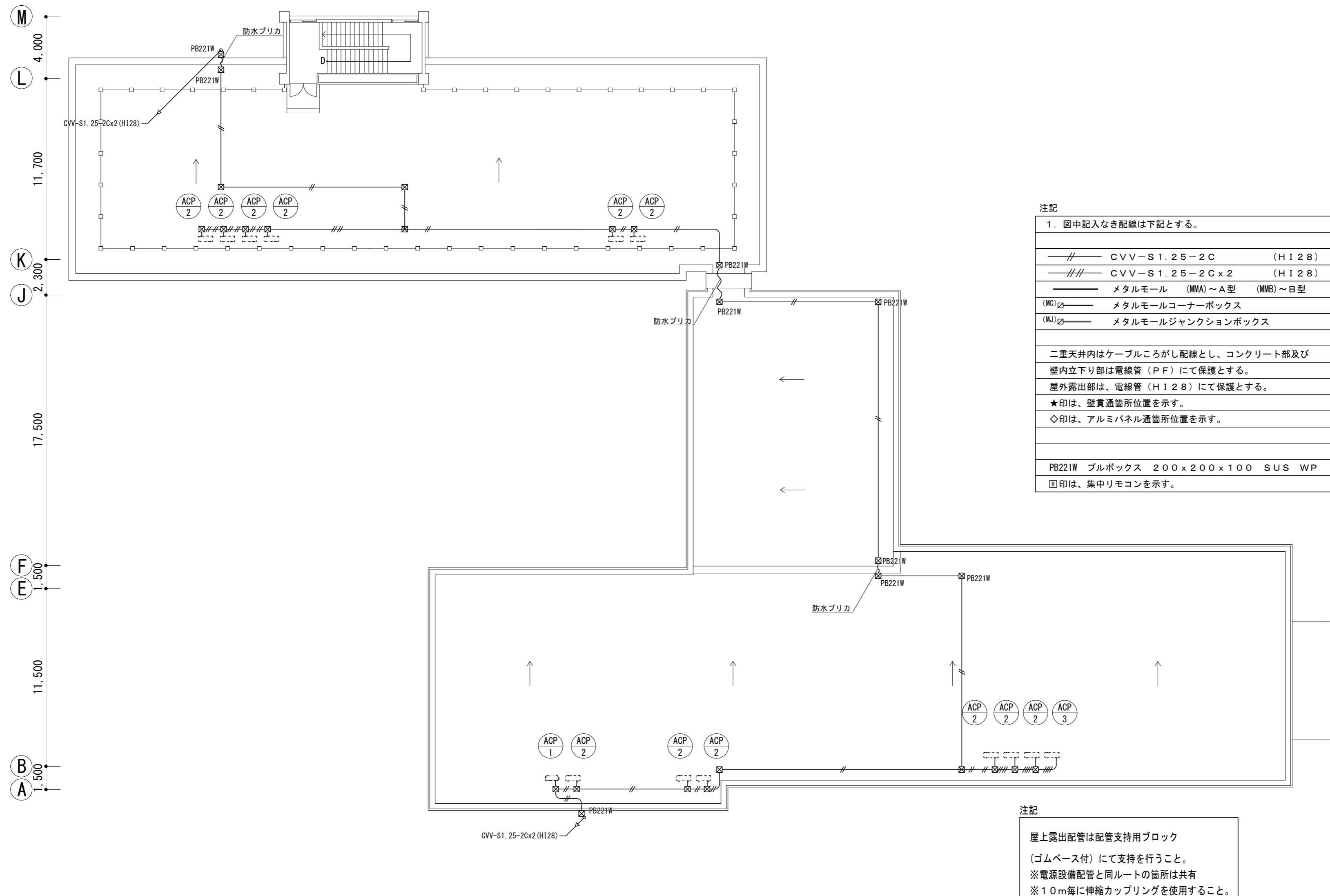
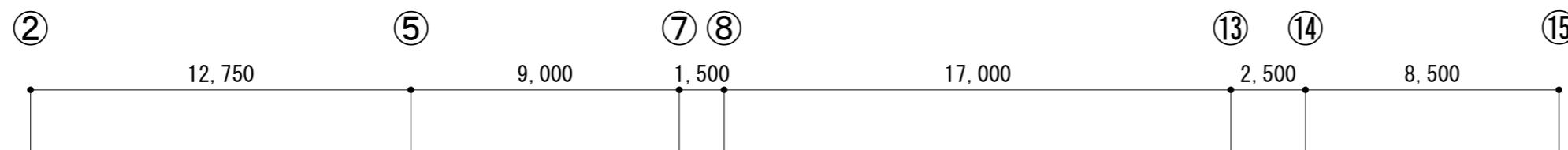
M-09

■sheet no.
原図 : A2









R階平面図 S=1:200

■memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:200

■drawing title
空調制御設備
R、PH階平面図

■project title
津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Kisho
Architectural
Design Office

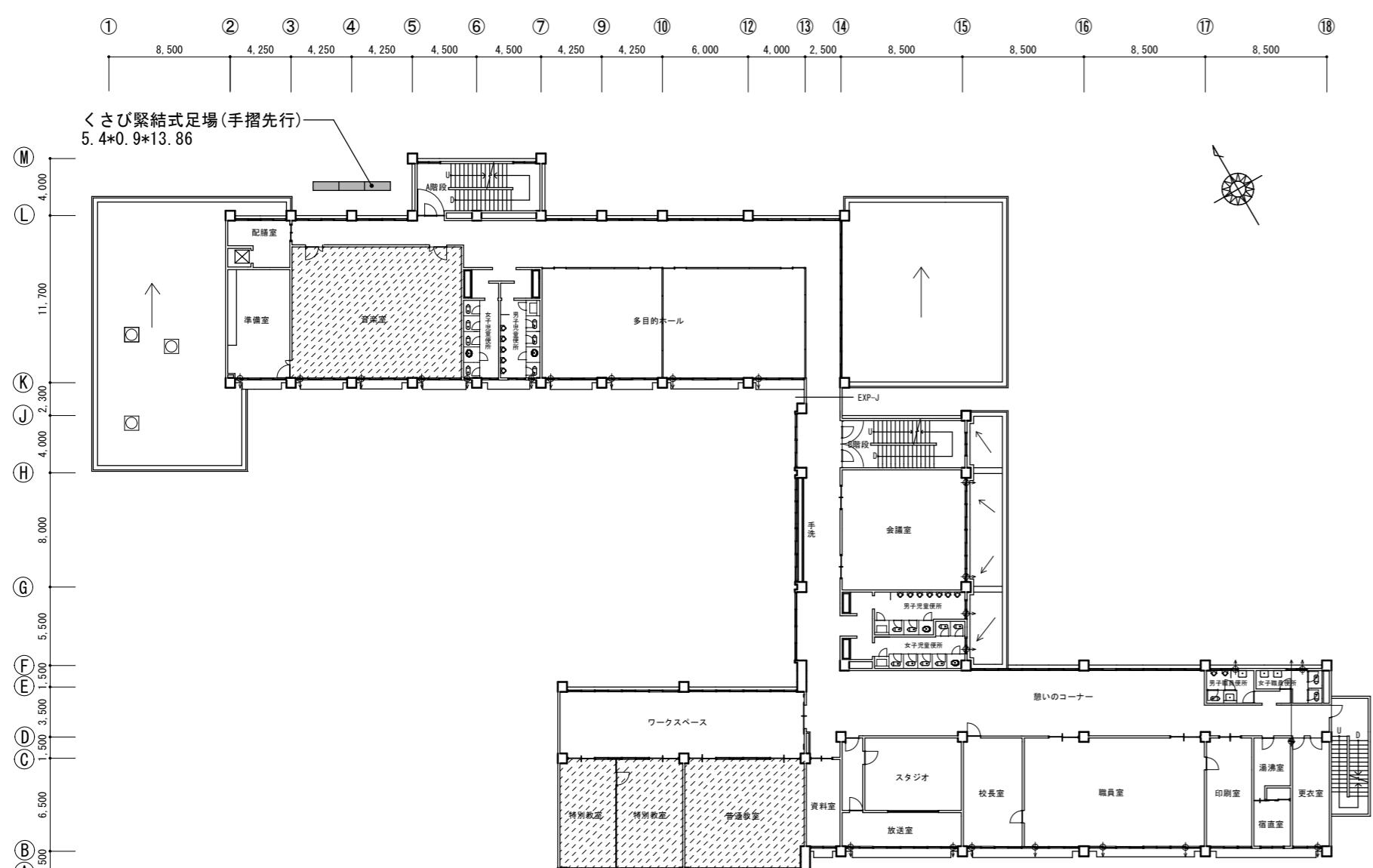
一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

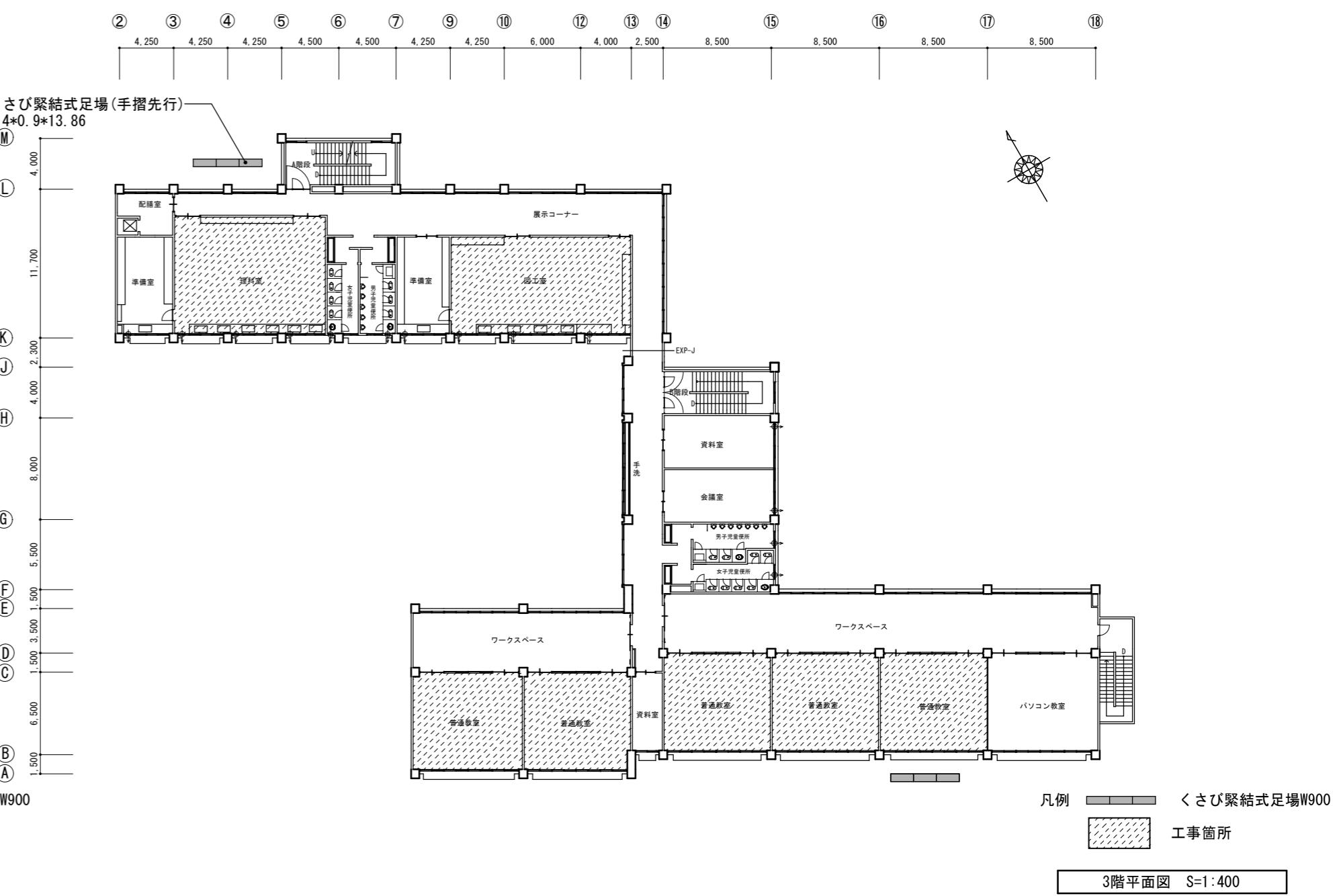
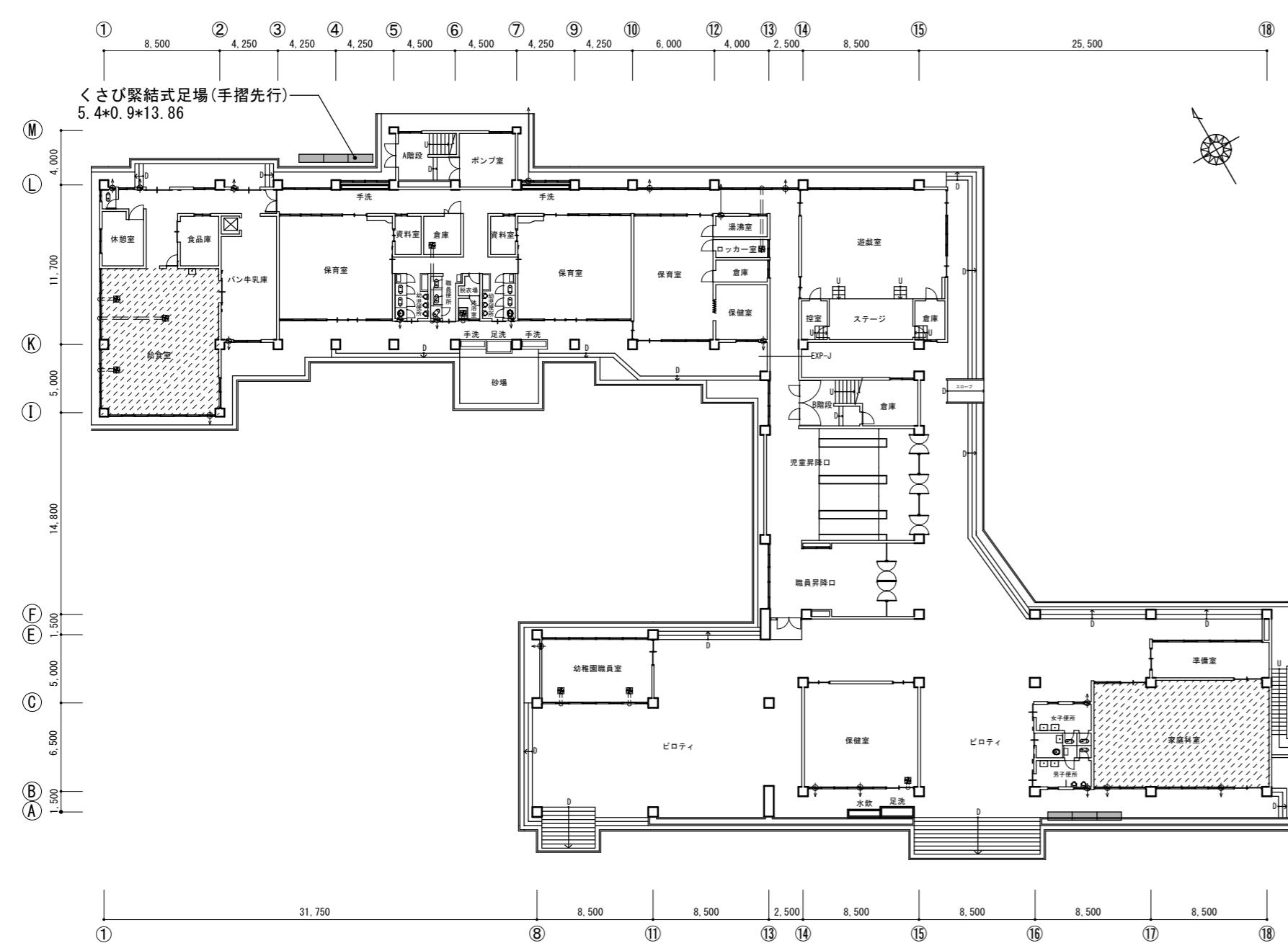
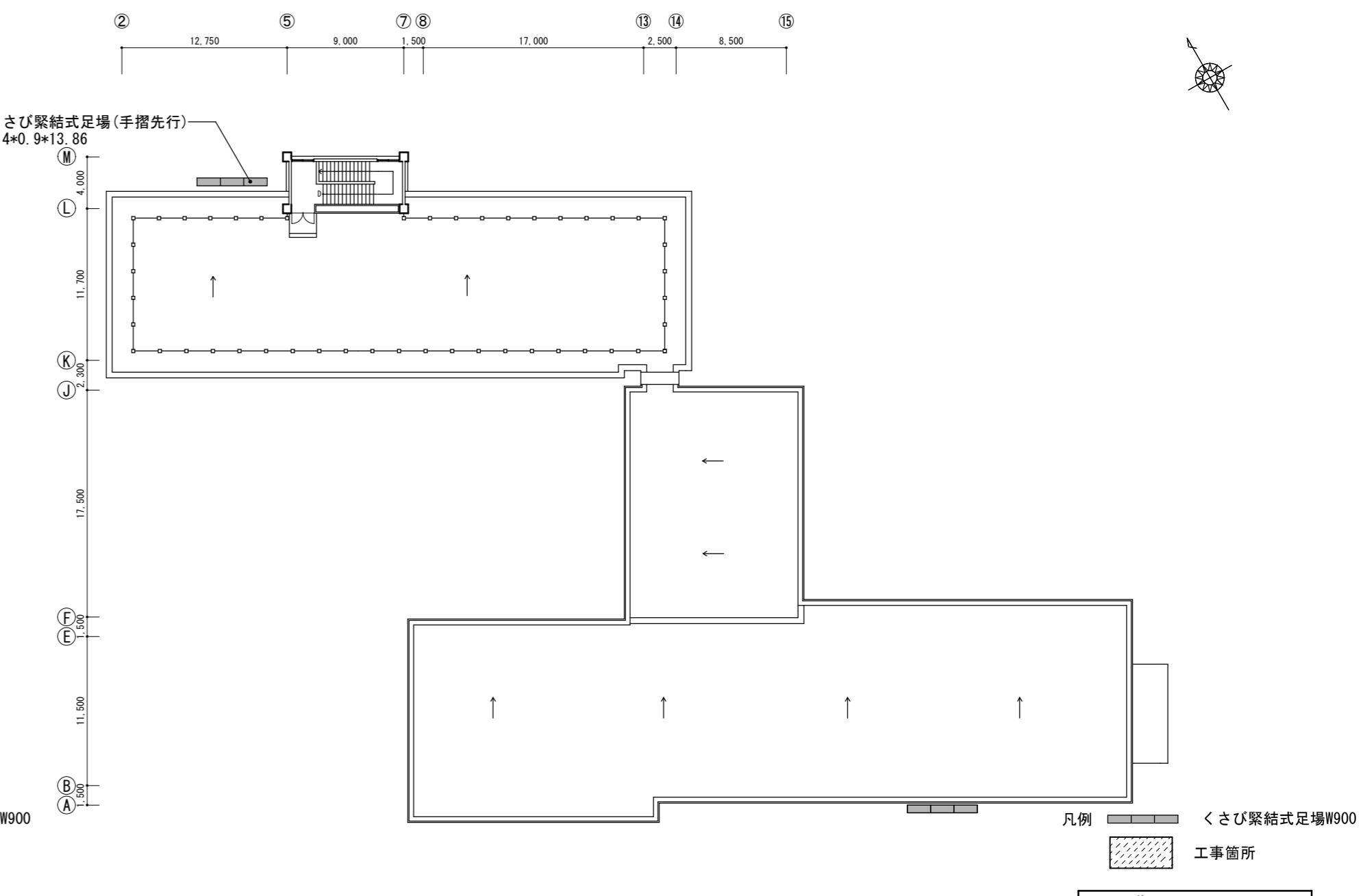
■sheet no.

M-13

原図 : A2



2階平面図 S=1:400



memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:400

■drawing title

■project title

1、2、3、R階平面図

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Kisho
Architectural
Design Office

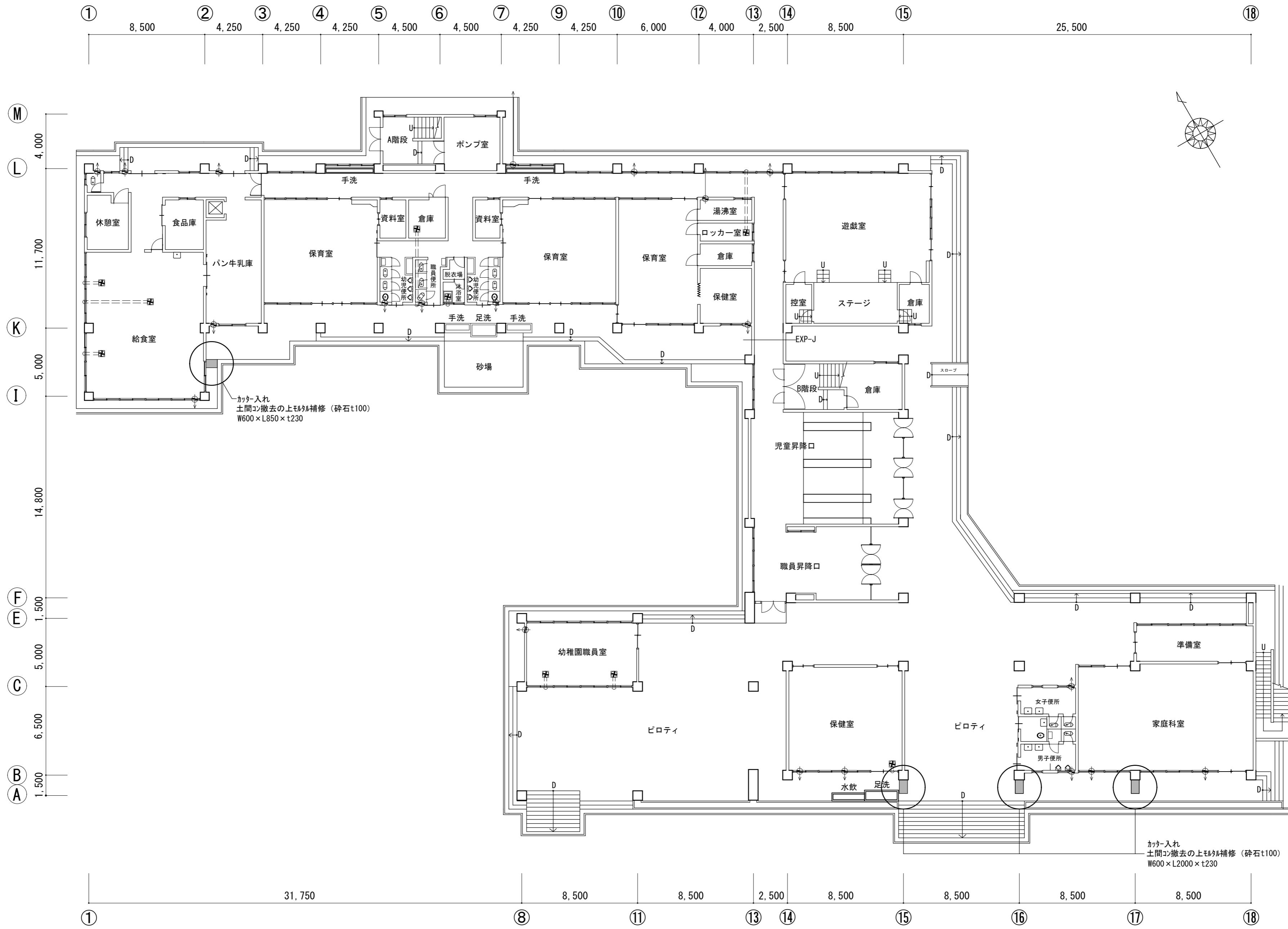
一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

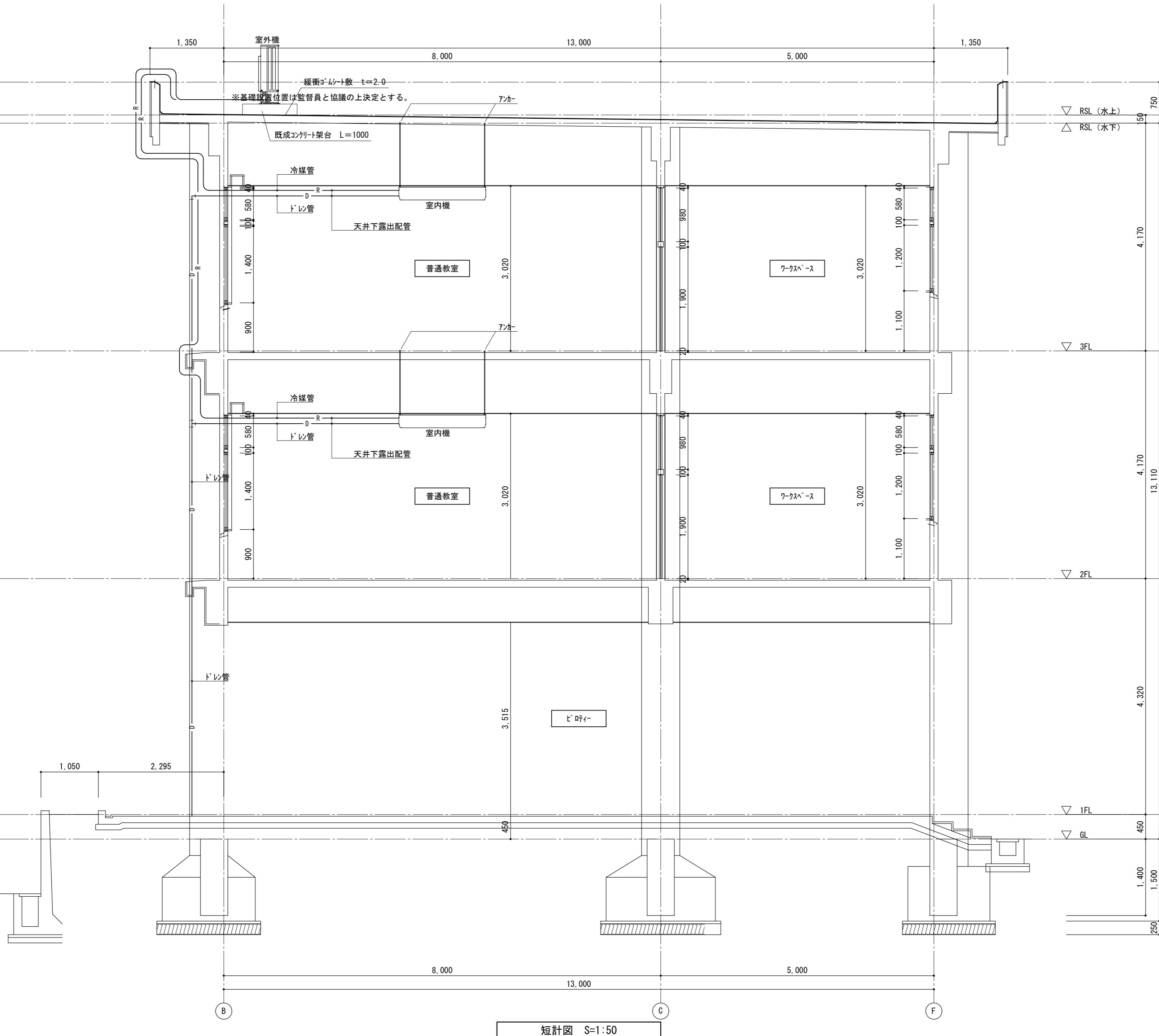
■drawing no.

■sheet no.

M-14

原図: A2





■ memo

- check
- client
- architect
- contractor

S=

■drawing title

■ project title

短計図

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

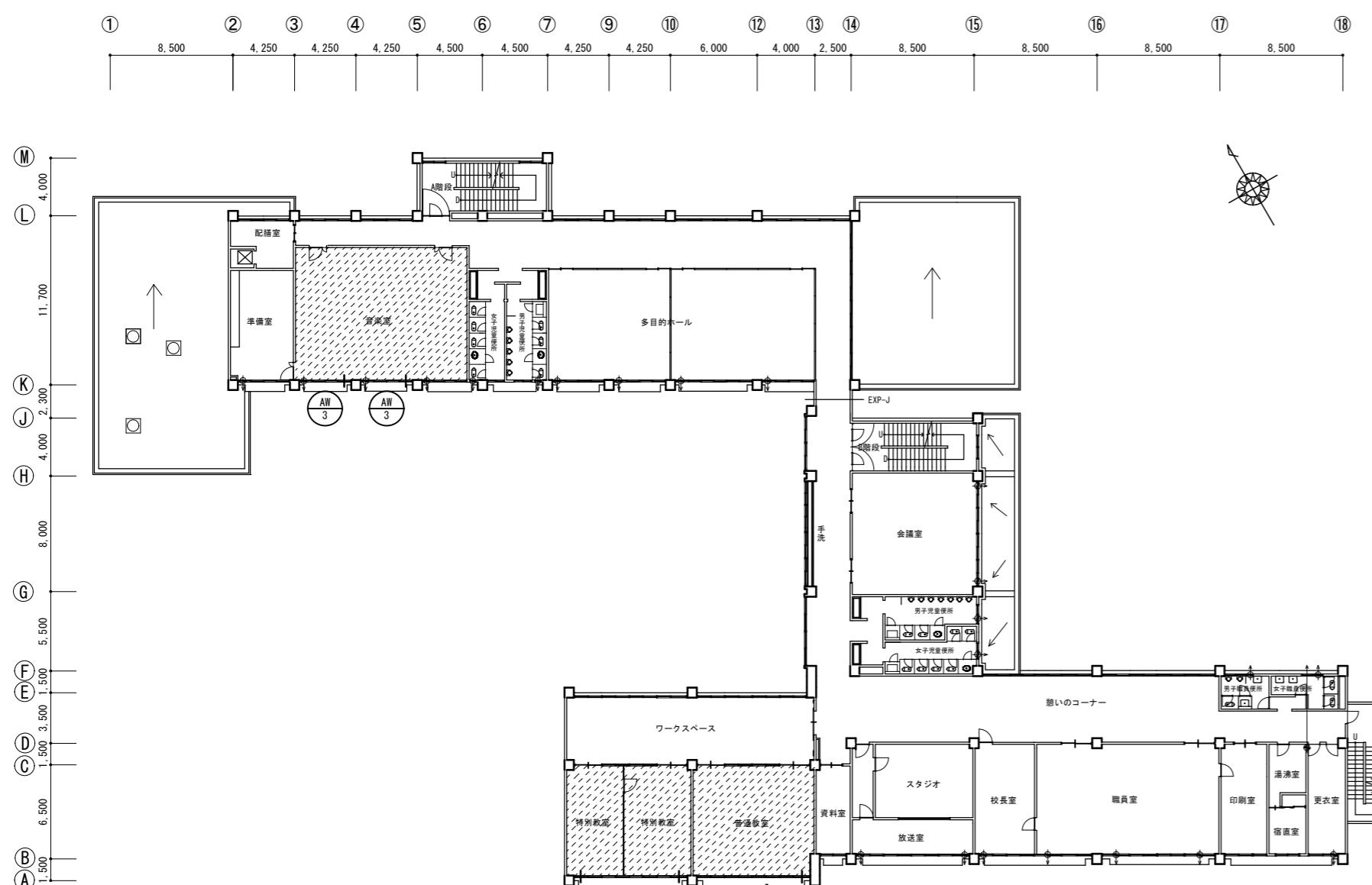
Kisho
Architectura
Design Office

一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士:山田 賢治

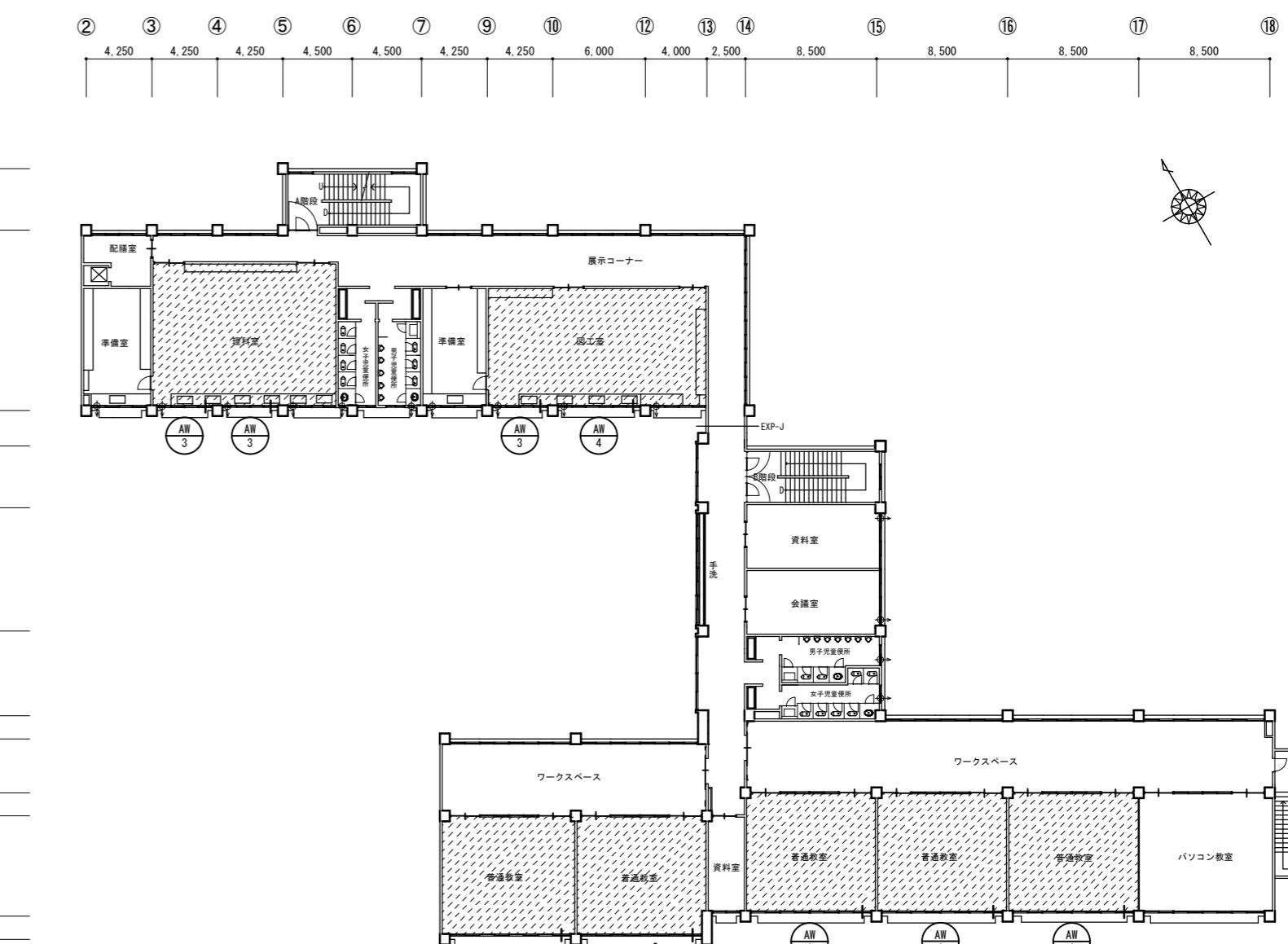
■ drawing

■ sheet no.

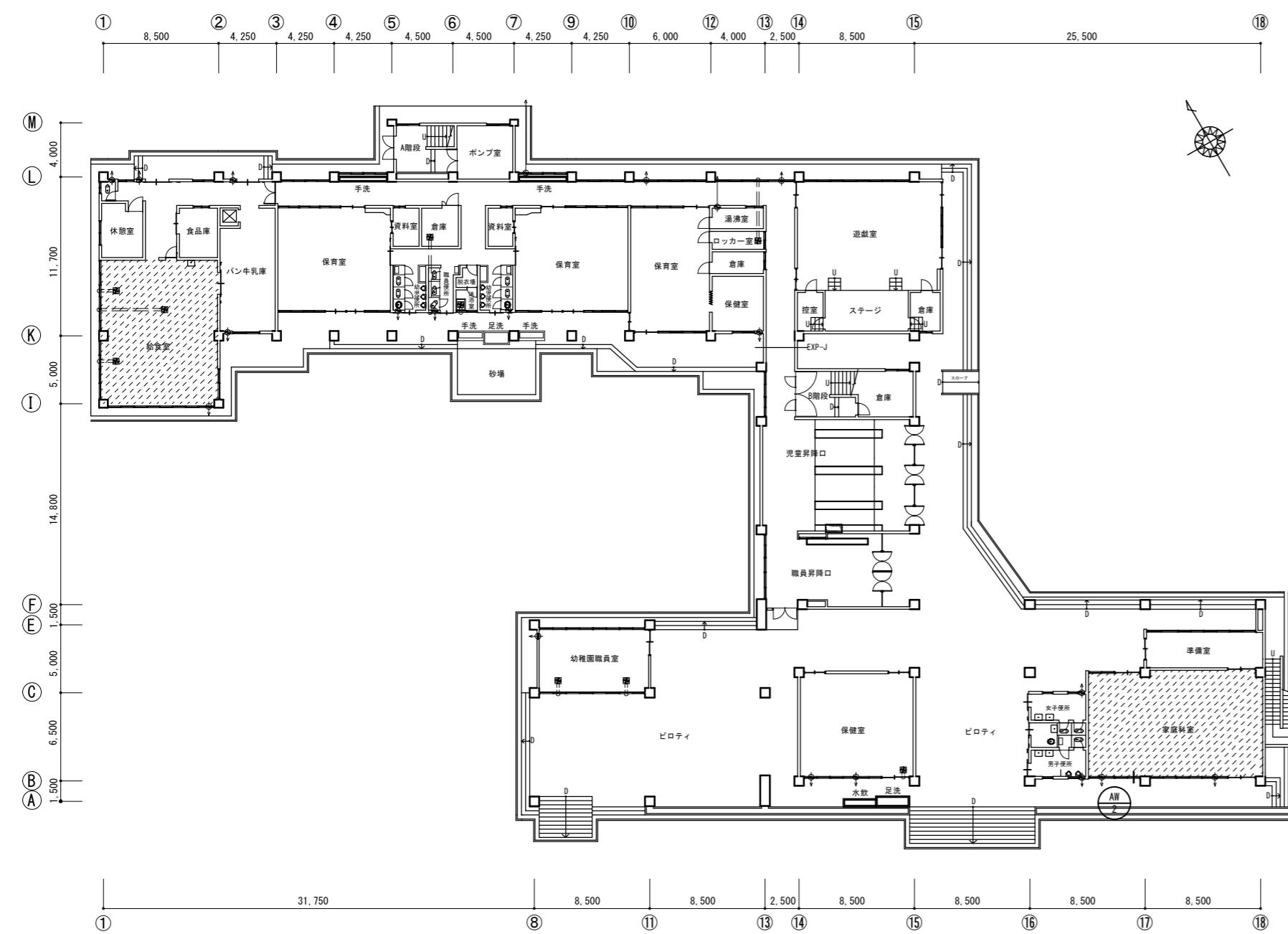
原図 : A2



2階建具表キーフラン S=1:400



3階建具表キーフラン S=1:400



1階建具表キーフラン S=1:400

■ memo

■ check
client
architect
contractor

1

S=1:400

10 of 10

■drawing tit

キーフラン

10 of 10

■ project title

第六章

津市立高野

10 of 10

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

al
ce
一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■ drawing no.

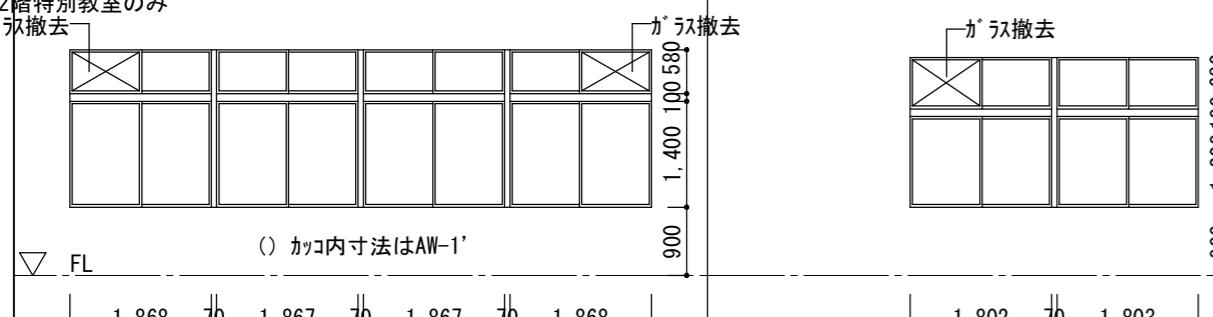
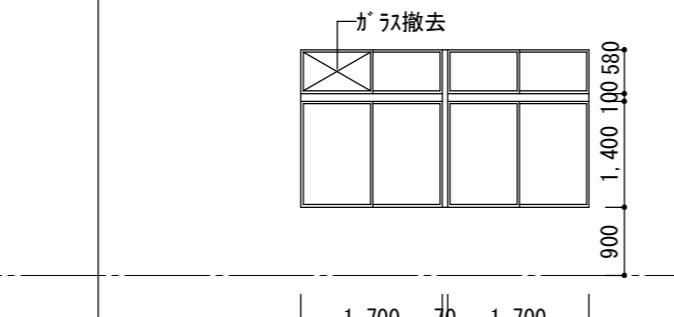
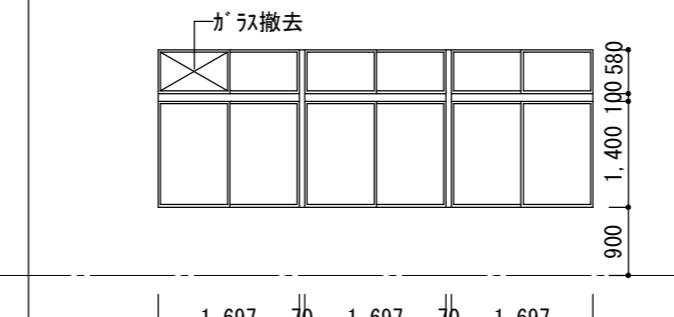
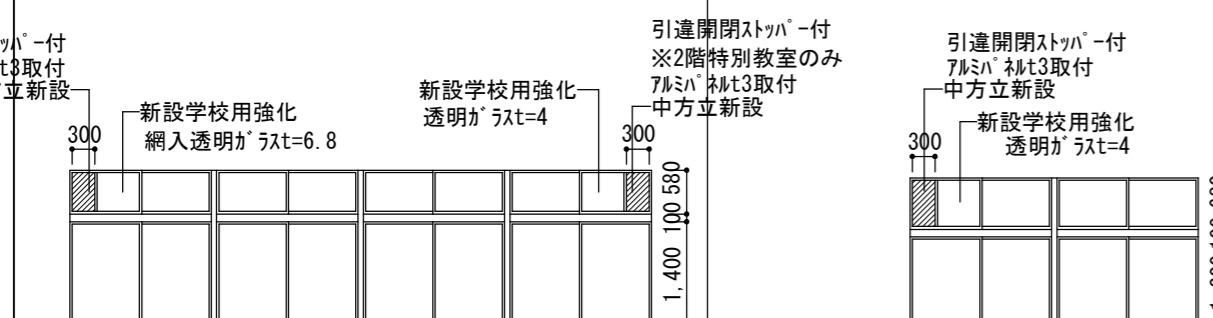
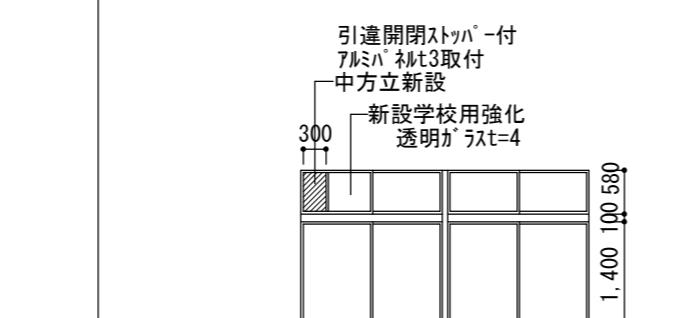
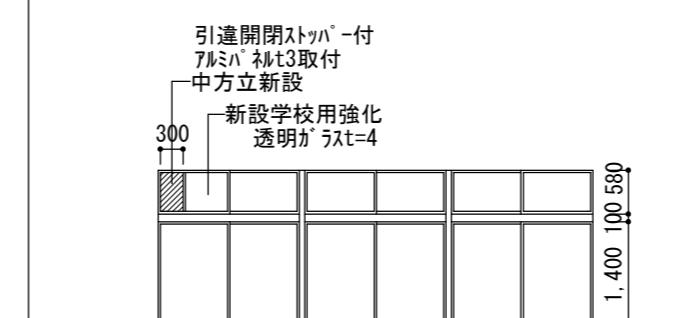
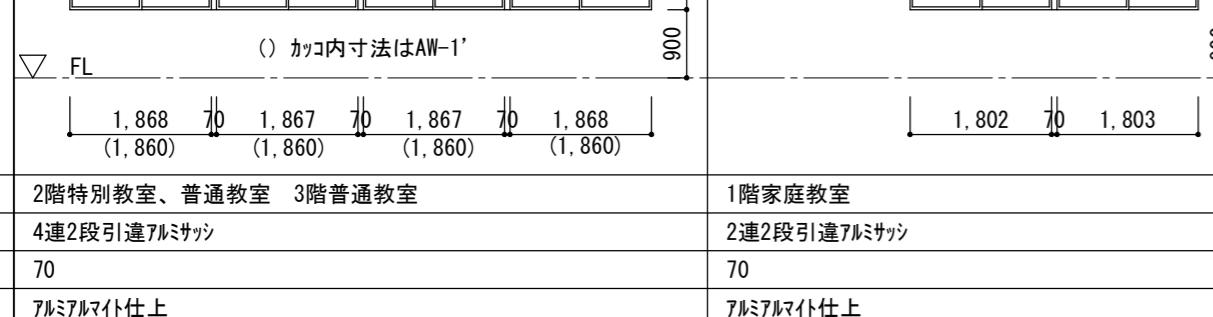
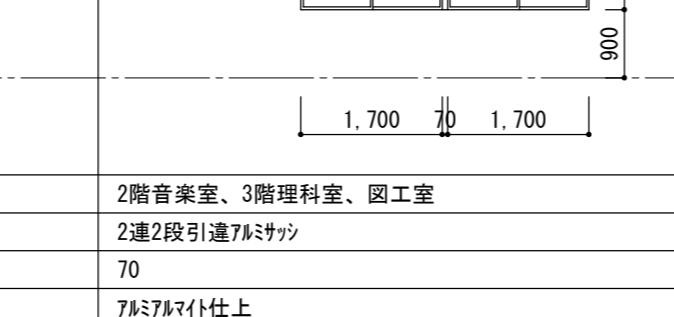
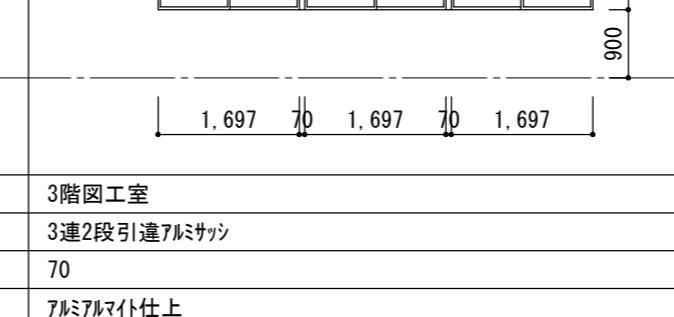
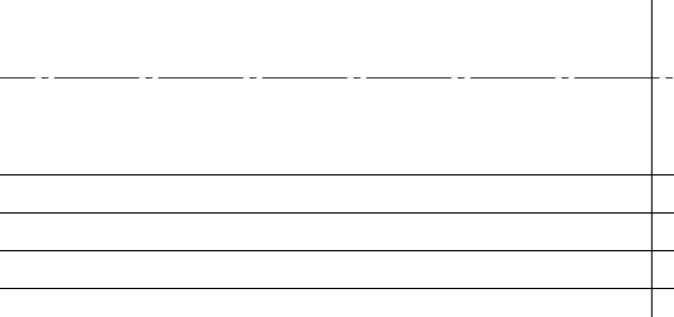
■ sheet no

M-17

— 17 —

原因

原図：A2

記号・数量	AW1 x 5 AW1 x 2	AW2 x 1	AW3 x 5	AW4 x 1		
改修前						
形状						
改修後						
場所	2階特別教室、普通教室 3階普通教室	1階家庭教室	2階音楽室、3階理科室、図工室	3階図工室		
形式	4連2段引違アルミサッシ	2連2段引違アルミサッシ	2連2段引違アルミサッシ	3連2段引違アルミサッシ		
見込	70	70	70	70		
材質・仕上	アルミマット仕上	アルミマット仕上	アルミマット仕上	アルミマット仕上		
硝子	学校用強化透明ガラス t=4 2F西特別教室のみ網入透明ガラス t=6.8	学校用強化透明ガラス t=4	学校用強化透明ガラス t=4	学校用強化透明ガラス t=4		
金物	引手、クセント	引手、クセント	引手、クセント	引手、クセント		
備考						
記号・数量						
改修前						
形状	改修後					
場所						
形式						
見込						
材質・仕上						
硝子						
金物						
備考						

memo

■check
client
architect
contractor

■scale

S=1:400

■drawing title

建具表

■project title

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事



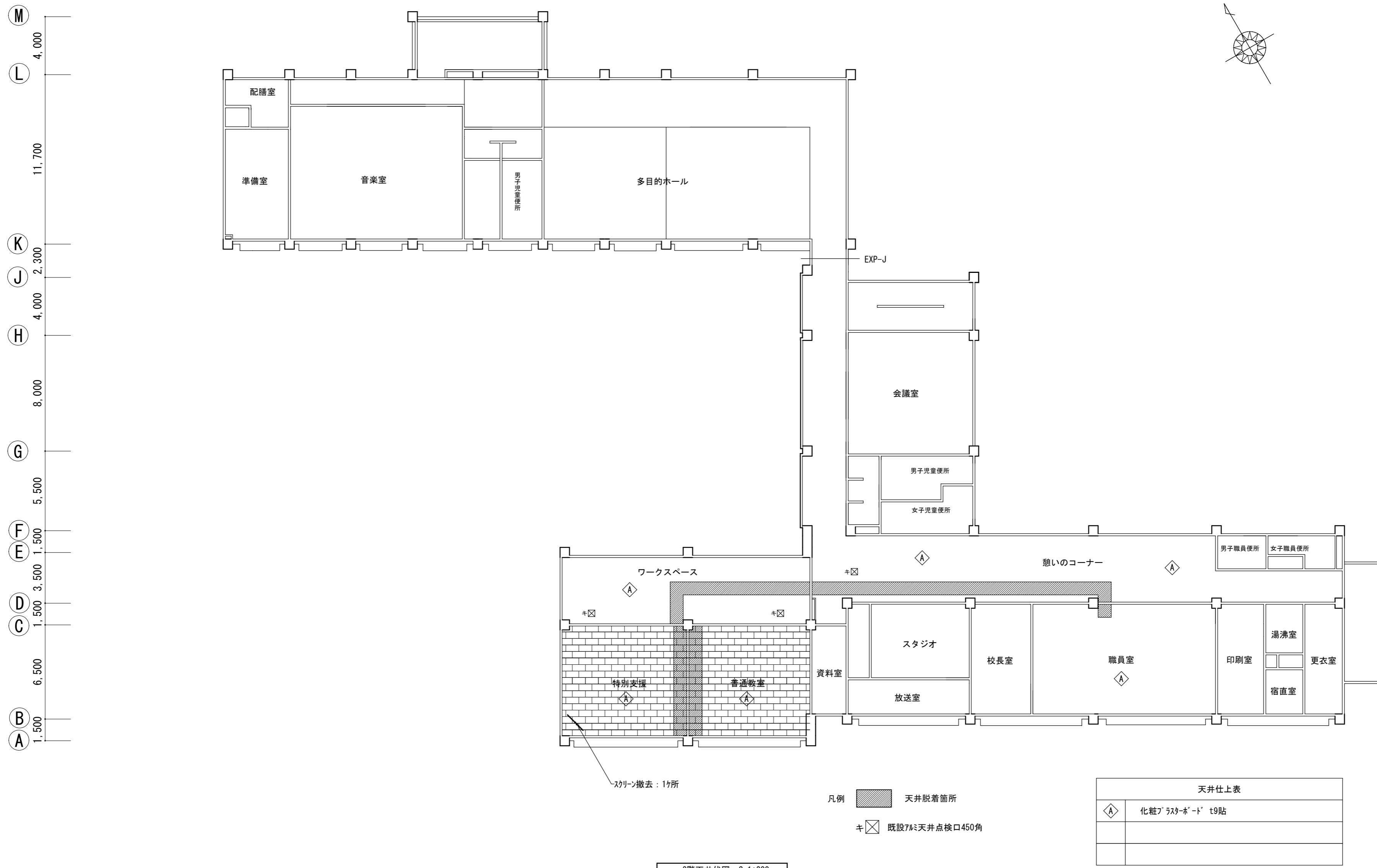
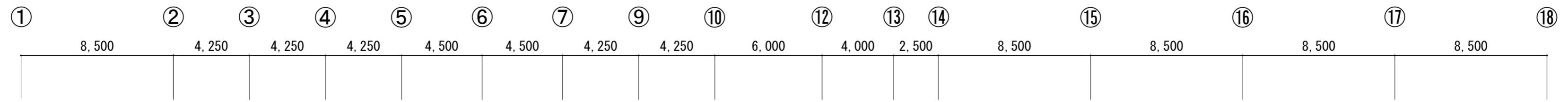
一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

M-18

原図: A2



memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:200

■drawing title

2階天井伏図

■project title

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Kisho
Architectural
Design Office

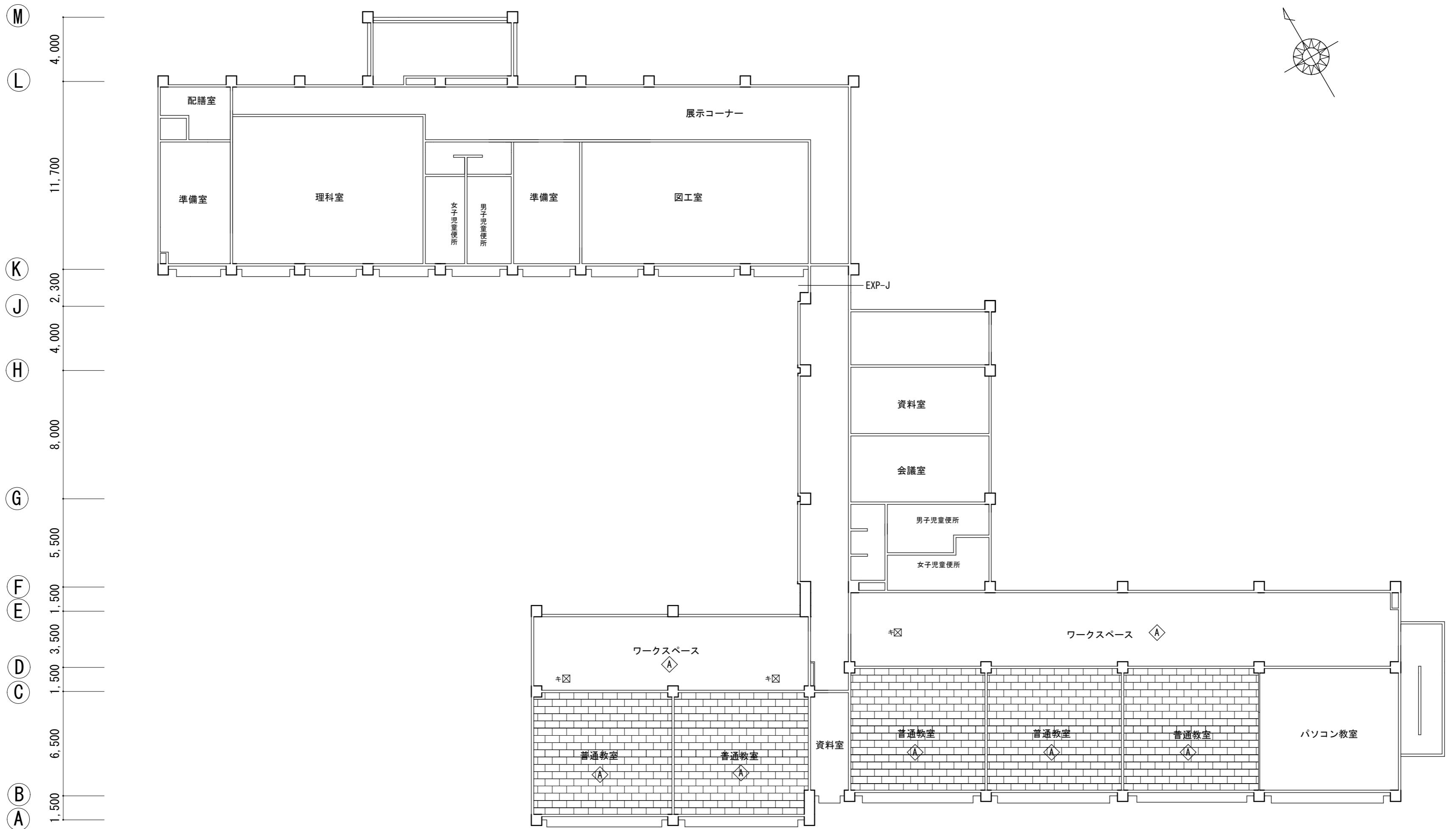
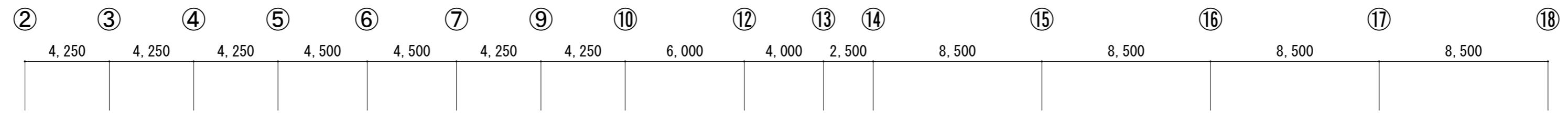
一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

sheet no.

M-19

原図: A2



3階天井伏図 S=1:200

天井仕上表	
△	化粧フーラスター・ボード t9貼
□	
×	
×	
×	

memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:200

■drawing title

■project title

3階天井伏図

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

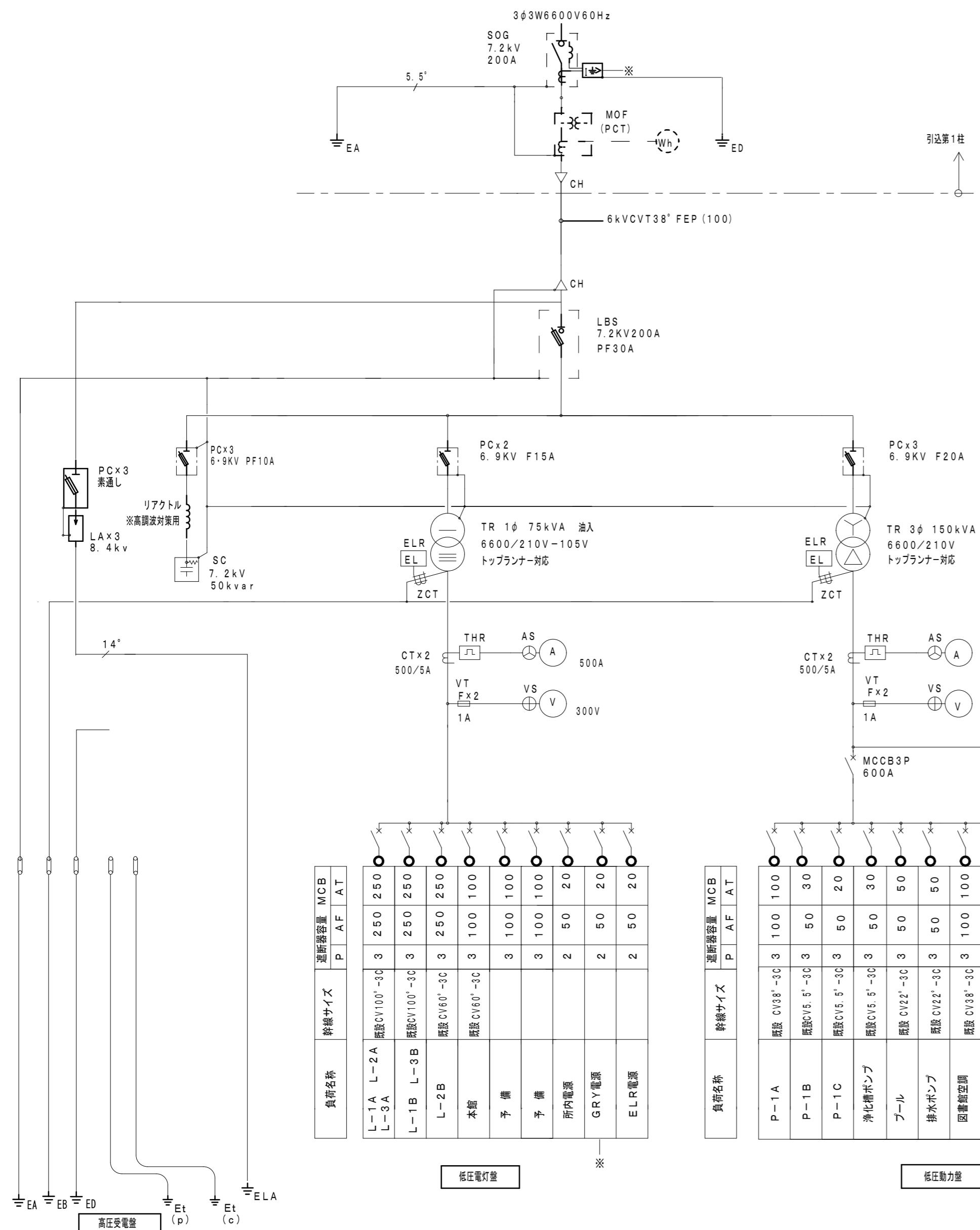
■sheet no.

M-20

原図: A2

電気設備工事特記仕様書					
I. 工事概要					
1. 工事名称 津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事					
2. 工事場所 津市 高野尾町 地内					
3. 建物概要					
建物概要		構造	階数	延べ面積(m ²)	用途区分 消防法施行令別表第一
校舎					
計					
(延べ面積は建築基準法による表記)					
4. 工事種目 主な工事種目は、下記の○印のついたものである。					
工事種目		工事場所			
		校舎			屋外
電力設備	電灯設備	○			
	動力設備	○			
	雷保護設備				
	接地設備				
受変電設備					○
	電力貯蔵設備				
	交流無停電電源設備				
	電力平準化蓄電設備				
発電設備	分散電源システム				
	ディーゼル発電設備				
	ガスエンジン発電設備				
	ガスタービン発電設備				
通信・情報設備	太陽光発電設備				
	風力発電設備				
	その他発電設備				
	構内情報通信網設備				
11. 施工計画等	構内交換設備				
	情報表示設備				
	映像・音響設備				
	拡声設備				
12. 品質計画	誘導支援設備				
	テレビ共同受信設備				
	テレビ電波障害防除設備				
	監視カメラ設備				
13. 測定機器の校正等	駐車場管制設備				
	防犯・入退室管理設備				
	自動火災報知設備				
	自動閉鎖設備				
14. 機器類の能力等	非常警報設備				
	ガス漏れ火災警報設備				
	中央監視制御設備				
	医療関係設備				
15. 工程表	構内配電線路				○
	構内通信線路				
	その他				
	施工条件				
19. 事故の発生時	監視員及び関係部署と協議調整し決定すること。				
	1) 施工可能日				
	・指定なし				
	・一部指定あり(振动・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)				
2) 施工可能時間帯					
・指定なし					
・一部指定あり(振动・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)					
3) 概成工期					
・適用する(工事期日より()日前) ●適用しない					
4) その他					
20. 建設副産物					
(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。					
21. 発生材の処理等					
(1)引き渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 ・コンデンサ ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、実地にて際して、P C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他() (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B、C、D、Eを提示すること。)					
22. 官公署への手続き					
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅延なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係　・電気工作物関係　・変電関係　・通信関係　・建設工事関係 ・その他()					
23. 消防法関係の手続き					
(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・工事事務()・建築工事・電気設備工事・機械設備工事　●別途工事 (2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。					
24. 工事用仮設物					
構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ●できない 機械設備工事に準ずる。					
25. 工事用電力、水、その他					
新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。					
26. 工事中等の保安管理					
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、陸害物(足場等)、養生方法、運送車両、搬重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。					
27. 搬入計画					
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行なう機器が整備された施設内において、監督員が製品の確認をするものとする。					
28. 製品確認					
検査及び試験を行なう機器等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。					
29. 機材等の検査及び試験					
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。					
30. 完成確認及び完成検査時等の電源確保					
タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行なうものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機器に備えるものとする。					
31. 完成時の操作説明					
未工事の施工に当たり、工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施設に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。					
32. 不正経由の使用の禁止					
電気工事の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。					
33. その他					
設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。					
2. 施工仕様					
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。					
項 目 特 記 事 項					
1. 既設設備等の調査					
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中配管路 1) 項 目 ●埋設配管　・構造物　・その他() 2) 調査範囲 ●施工部分　・その他() (2) 貨物及びはつり 1) 項 目 ●鉄筋　・配管　・その他() 2) 調査範囲 ●施工部分　・その他() (3) 既設の取合い 1) 項 目 ●接続箇所　・増設箇所　・その他() 2) 調査範囲 ●施工部分　・その他()					
2. 施工前の測定等					
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。					
3. 耐震施工					
(1) 想定される地震に応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。					
4. 耐震基準					
(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建設大臣官房官庁施設監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度(Ks)					
設置場所 機器種別 耐震安全性の分類					
上層階、屋上及び塔屋 機器 ●特定の施設 一般の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 防振支持の機器 2. 0 1. 5 1. 5 1. 0 水槽類 2. 0 1. 5 1. 5 1. 0					
中間階 機器 1. 5 1. 0 1. 0 0. 6 防振支持の機器 1. 5 1. 5 1. 5 1. 0 水槽類 1. 5 1. 0 1. 0 0. 6					
1階及び地下階 機器 1. 0 1. 0 1. 0 0. 6 防振支持の機器 1. 0 1. 0 1. 0 0. 6 水槽類 1. 5 1. 0 1. 0 0. 6					
5. はつり (1) 穴開け及び補修 ●なし (2) 清はつり及び補修 ●なし ●あり 6. あと施工アンカー 性能確認試験及び施工確認試験 行う 行わない 7. 基礎の記録ビット 基礎に記録ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。 8. 配管・配線の耐震処置 建物引込部の配管の耐震処置 ●行う ●行う ●行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ●行う ●行わない 9. 最上階の埋込配管 最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。 10. 露出配管 市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正経由(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等))の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正経由の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならぬ。また、受注者は下請負者等に不正経由の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。 11. 合成樹脂管 (1) 成形樹脂管の管端には、ブランシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P F管) 12. 金属製電線管等の塗装 (1) 露出配管、露出ボックス、銅製ブルボック等のうち記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、居室、廊下)、その他建築基盤上必要な箇所。 2) 面に特記なき場合は、溶融亜鉛メキシング材のボルト及びアームは塗装しなくともよい。ただし、図面に指摘がある場合はその旨による。 3) 湿気、水気のある場所及びクリーニング等の金属の表面に塗装する場合、内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗装すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 仔骨等通部の金属配管には、鋼管等の塗装を施す。 (2) 塗装はチッピングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその建築基盤上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。 13. 導入線 通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ 1. 2mm以上の樹脂被覆線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。 14. ポックスタイプ 位置ポックスタイプ及びジョイントポックスタイプは、面に特記なき場合、原則として金属製とする。 15. 軽量間仕切のポックスタイプ 軽量間仕切に位置ポックスタイプを固定する場合は、ボルト等により堅牢に固定する。 (1) 屋外及び特に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ブルボックスと露出配管等の接続部は、カッピング等接続による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形ブルボックスはボックスタイプ内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。 16. ブルボックス 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス　・溶融亜鉛メキシ仕上げ (1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② ブルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中配管の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・()箇所 2) 架空配管の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・()箇所 17. ボルト・ナット類 18. ケーブル及び配線 (1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② ブルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中配管の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・()箇所 2) 架空配管の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所　・4箇所　・()箇所 19. 高圧ケーブル端末処理 高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。					

17. 映像・音響設備 (1) 設備	・映像機器	・音響機器	・操作装置	23. 駐車場監制設備 (1) 機器	・管制盤	・検知器	・信号灯	・警報灯	・発券機	・カーゲート	・カードリーダ	【中央監視制御設備】 29. 中央監視制御設備 (1) 監視制御対象設備	・動力設備	・受変電設備	・発電設備	・火災報知設備	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)			
	1) 表示機器	・プロジェクタ (- 前面投射式 ・背面投射式 ・スクリーン (- 反射マット形 ・反射ピース形 ・反射ストライプ形 ・透過形))	・その他 (- ・スクリーン巻上装置 (- 電動式 ・手動式) ・液晶ディスプレイ		1) 機能	・入場管理	・退場管理	・発券管理	・その他 (-))	1) 機能	・その他の ・無し		・動力設備	・受変電設備	・発電設備	・火災報知設備				
18. 拡声設備 (1) 機器	2) 付属機器	・録音再生装置 (- HDD ・Blu-ray/DVD ・その他 (-))	・その他 (-))	24. 防犯・入退室管理設備 (1) 設備	1) 方式	・赤外線式	・超音波センサ式	・ループコイル式	・その他 (-))	2) 検知器外箱	・ステンレス製	・銅製	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))				
	2) 付属機器	・音響機器	・音響機器		3) 検出対象車両	・四輪駆動車以上	・火災報知装置	・火災報知装置	・火災報知装置	・火災報知装置	・火災報知装置	・火災報知装置	・監視操作装置	・信号処理装置	・記録装置	・伝送装置	・端末装置			
19. 誘導支援設備 (1) 設備	1) 増幅器	① 出力 (- ② 方式 ・出力 (-))	・モノラル	24. 防犯・入退室管理設備 (2) 防犯装置	1) 発行券	・発券機	・発券機	・発券機	・発券機	・発券機	・発券機	・発券機	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))				
	2) 付属機器	・音響機器	・音響機器		2) 発券方式	・ICカード式	・ICカード式	・ICカード式	・ICカード式	・ICカード式	・ICカード式	・ICカード式	・監視操作装置	・信号処理装置	・記録装置	・伝送装置	・端末装置			
20. テレビ共同受信設備 (1) 受信放送	1) 形状	・卓型	・キャビネットラック型	・その他 (-))	3) スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	【中央監視制御設備】 29. 中央監視制御設備 (2) 機器	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))			
	2) 機器	・増幅器	・付属機器	・操作装置	3) スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ	・スピーカ		・監視操作装置	・信号処理装置	・記録装置	・伝送装置	・端末装置		
21. テレビ電波障害防除設備 (1) 対象戸数	1) 音声誘導装置	・インターホン	・トイレ等呼出装置	25. 自動火災報知設備 (1) 機器	1) 機器	・受信機	・副受信機 (表示装置)	・中継器	・発信機	・感知器	・その他 (-))	【中央監視制御設備】 29. 中央監視制御設備 (2) 機器	・動力設備	・受変電設備	・発電設備	・火災報知設備				
	2) 音声誘導装置	・音声誘導装置	・音声誘導装置		2) 受信機	1) 型式	・P型1級	・P型2級	・R型	・その他 (-))	2) 機能	・磁気式	・無線式	・画像認識式	・その他 (-))	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))	
22. 監視カメラ設備 (1) 機器	1) 機能	・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する	・機能	25. 自動火災報知設備 (2) 機器	3) 機能	・自動火災報知設備により停止及び開始を可能とする	・機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))				
	2) 機器	・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)	・専用		4) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))				
23. 駐車場監制設備 (1) 機器	1) 機能	・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)	・専用		5) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))				
	2) 機器	・音響機器	・音響機器		6) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))				
24. 防犯・入退室管理設備 (1) 設備	1) 機能	・卓型	・キャビネットラック型	・壁掛型	・その他 (-))	7) 受信機	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	【中央監視制御設備】 29. 中央監視制御設備 (2) 機器	・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))			
	2) 機器	・増幅器	・付属機器	・操作装置	8) 受信機	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式	・スピーカ式		・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))			
25. 自動火災報知設備 (1) 機器	1) 機能	・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)	・専用	25. 自動火災報知設備 (2) 機器	9) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数		・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))			
	2) 機器	・音響機器	・音響機器		10) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数		・その他の ・無し	・壁改造	・配線接続	・その他 (-))			
26. 自動閉鎖設備 (1) 機器	1) 機能	・卓型	・壁掛型	・卓上形	・複合盤組込	・その他 (-))	11) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	【構内通信線路】 33. 構内通信線路 (1) 用途	・電話用	・拡声用	・時刻表示用	・火災報知用	・非常警報用	・インターホン用	参考資料: 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)
	2) 機器	・増幅器	・混合器	・分波器	・分岐器	・分配器	・機器収容箱	・アンテナ	・その他 (-))	12) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・テレビ共同受信用	・防犯用	・制御用	・その他 (-))			
27. 非非常警報設備 (1) 機器	1) 機能	・UHF	・BS	・CS	・FM	・CATV	・その他 (-))	13) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・地中線式	・直埋	・管路	・架空線式	・直接	・ちょう架線添架	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
	2) 機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・建築物等添架式	・露出配管	・隠蔽配管	・その他 (-))	・その他の ・無し	・壁改造	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
28. ガス漏れ火災警報設備 (1) 機器	1) 機能	・UHF	・BS	・CS	・FM	・その他 (-))	14) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・地中線式	・直埋	・管路	・架空線式	・直接	・ちょう架線添架	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
	2) 機器	・マスト	・地上波用 (- 壁面取付 ・自立))	・既設利用	・その他 (-))	15) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・建築物等添架式	・露出配管	・隠蔽配管	・その他 (-))	・その他の ・無し	・壁改造	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
29. 中央監視制御設備 (1) 機器	1) 機能	・マスト	・地上波用 (- 壁面取付 ・自立))	・既設利用	・その他 (-))	16) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・地中線式	・直埋	・管路	・架空線式	・直接	・ちょう架線添架	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
	2) 機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・建築物等添架式	・露出配管	・隠蔽配管	・その他 (-))	・その他の ・無し	・壁改造	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
30. 非接地電源用分電盤 (1) 機器	1) 機能	・UHF	・BS	・CS	・FM	・CATV	・その他 (-))	17) 機能	・回線数	・回線数	・回線数	・回線数	・地中線式	・直埋	・管路	・架空線式	・直接	・ちょう架線添架	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
	2) 機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・建築物等添架式	・露出配管	・隠蔽配管	・その他 (-))	・その他の ・無し	・壁改造	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)	
31. ナースコール設備 (1) 形式	1) 機能	・卓型	・壁掛型	・自立型	・卓型	・自立型	・卓型	・自立型	・卓型	・自立型	・卓型	・自立型	【構内配電線路】 32. 構内配電線路 (1) 配線方式	・地中線式	・直埋	・管路	・架空線式	・直接	・ちょう架線添架	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)
	2) 機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器	・機器		・建築物等添架式	・露出配管	・隠蔽配管	・その他 (-))	・その他の ・無し	・壁改造	III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(印はパリアフリー対応)
32. 構内配電線路 (1) 配線方式	1) 施工	・地中線式	・直埋	・管路	・架空線式	・直接	・ちょう架線添架	・その他 (-))	18) 機器	・										



負荷名
橋

	幹線サイズ	遮断器容量	MCB
P	A	F	AT
L-1A	2.50	2.50	3
L-3A	2.50	2.50	3
L-1B	2.50	2.50	3
L-3B	2.50	2.50	3
L-2B	2.50	2.50	3
本館	1.00	1.00	3
予備	1.00	1.00	3
所内電源	2.00	2.00	2
GRY電源	2.00	2.00	2
ELR電源	2.00	2.00	2

屋外キューピクル式高圧受電設備

消防認定品 新設

新設キューピクル 単線結線図

負荷名
橋

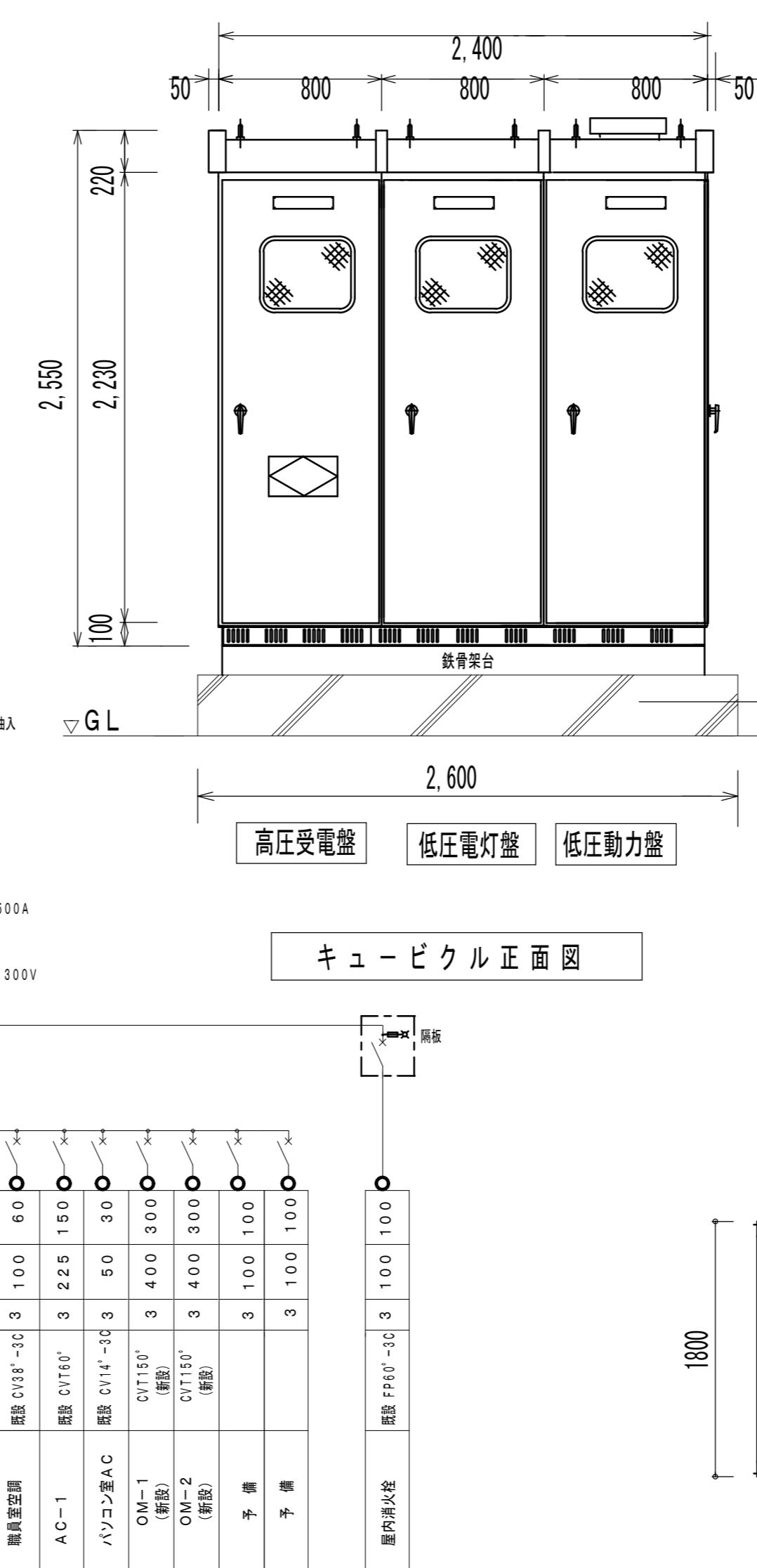
	幹線サイズ	遮断器容量	MCB
P	A	F	AT
P-1A	2.50	1.00	3
P-1B	2.50	0.30	3
P-1C	2.50	0.20	3
淨化槽ポンプ	2.50	0.30	3
ブール	2.50	0.50	3
排水ポンプ	2.50	0.50	3
図書館空調	2.50	0.50	3
職員室空調	2.50	0.60	3
A C-1	2.25	1.50	3
パソコン室 A C	2.50	0.30	3
OM-1 (新設)	2.50	3.00	3
OM-2 (新設)	2.50	3.00	3
予備	2.00	1.00	3
予備	2.00	1.00	3

屋内消火栓

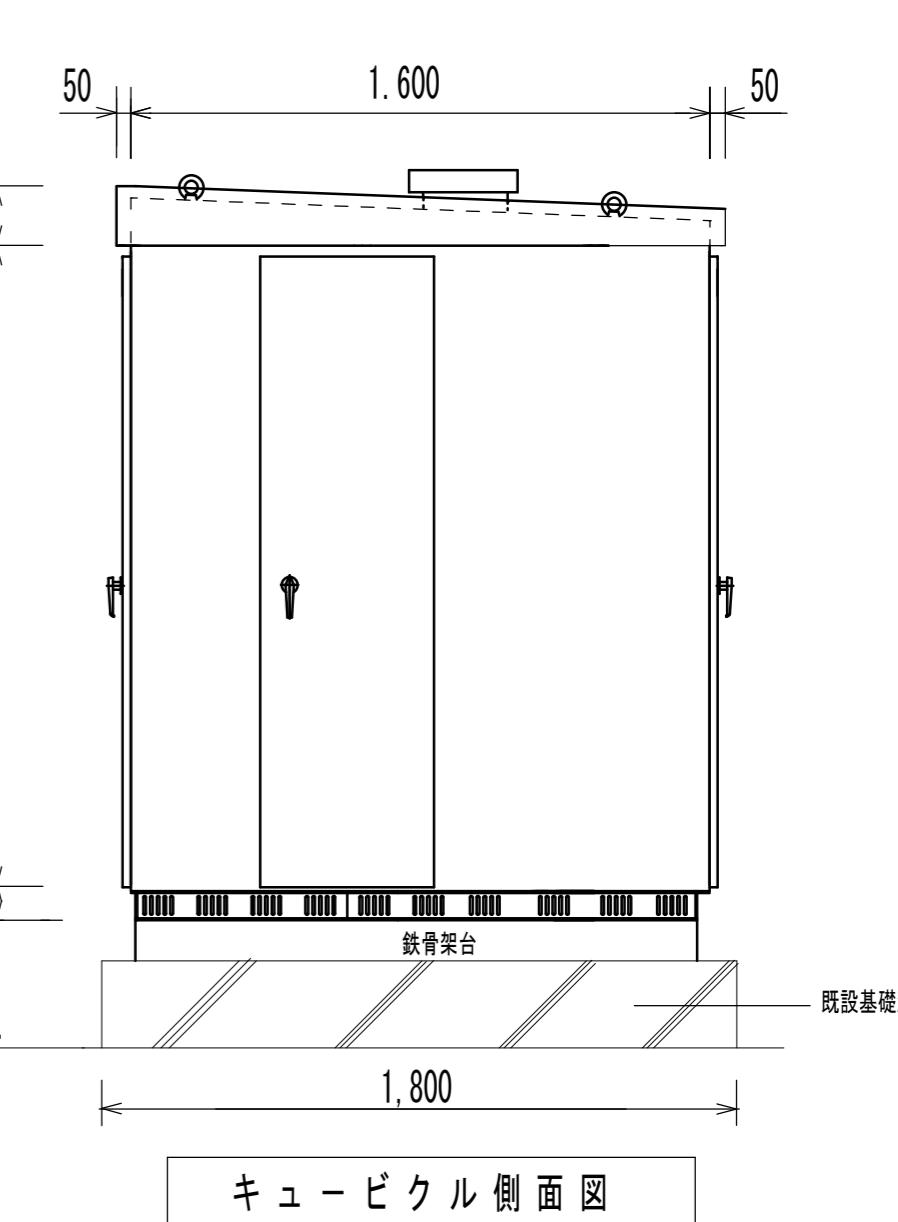
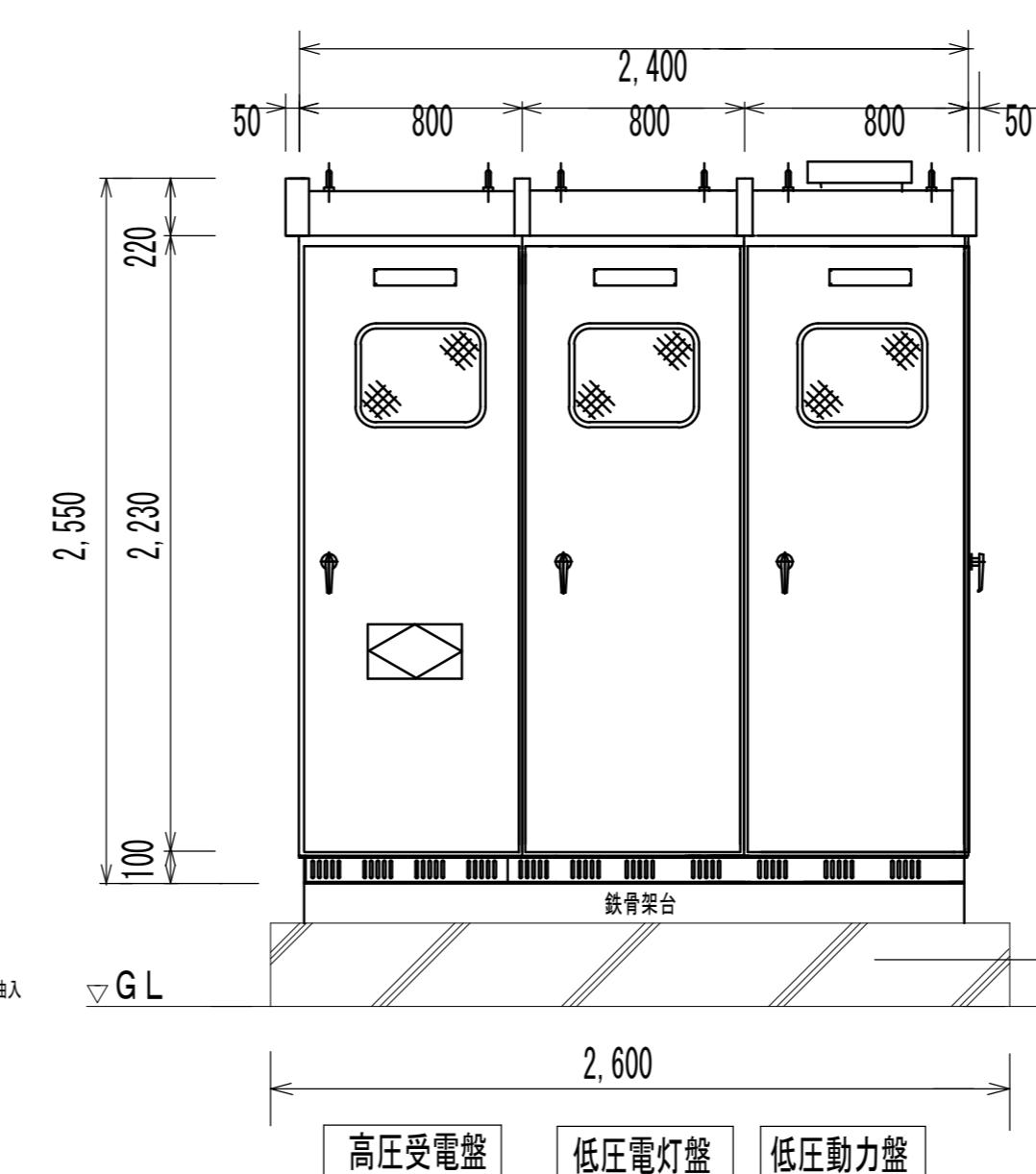
消防認定品 新設

低圧動力盤

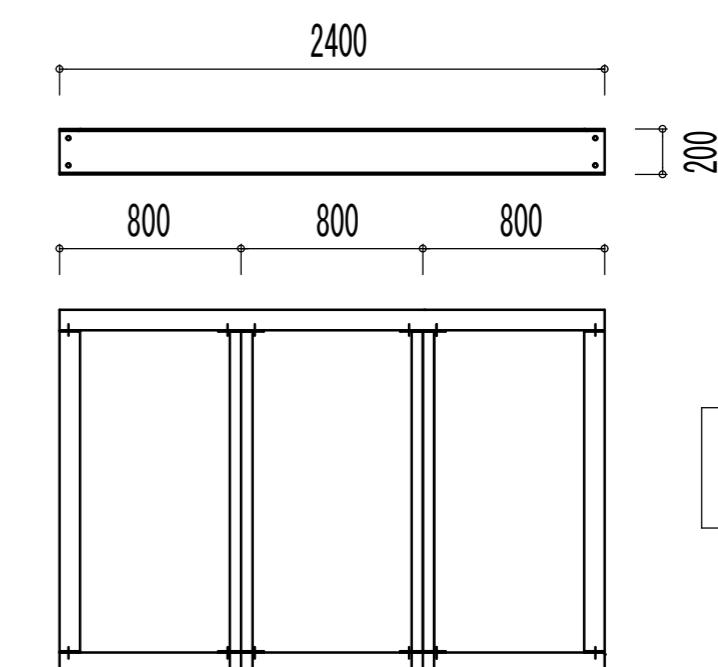
消防認定品 新設



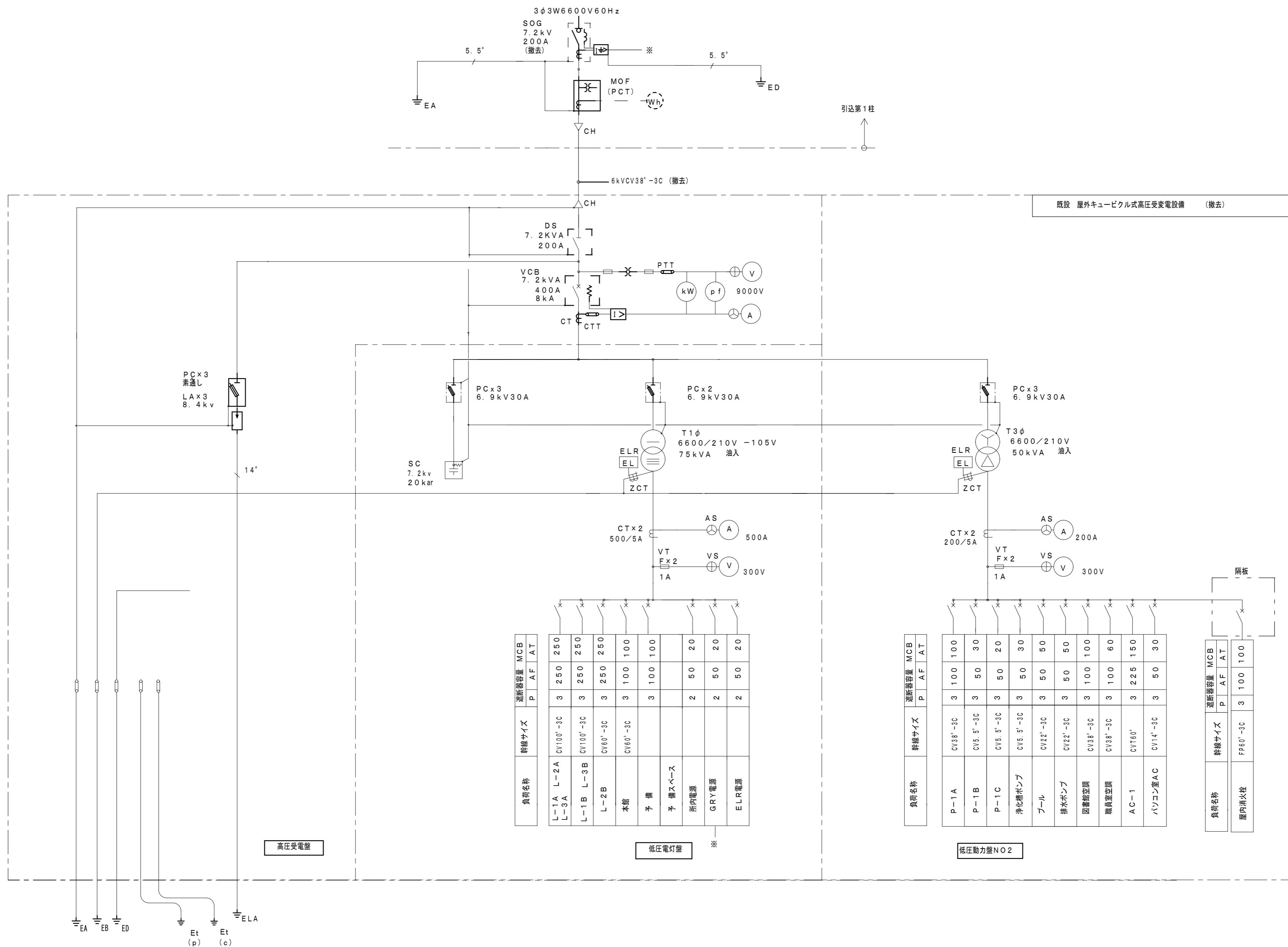
キューピクル正面図



キューピクル側面図

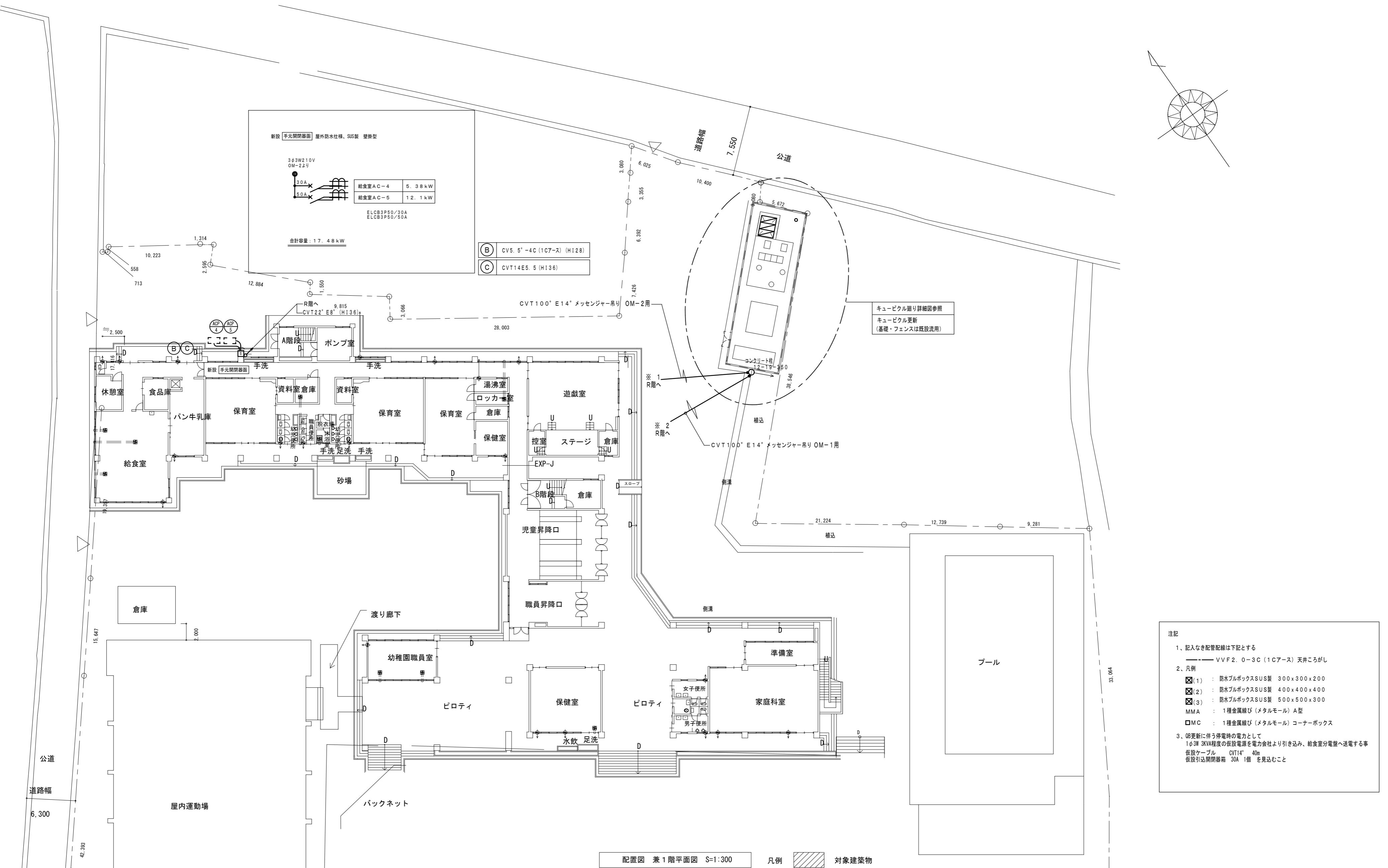


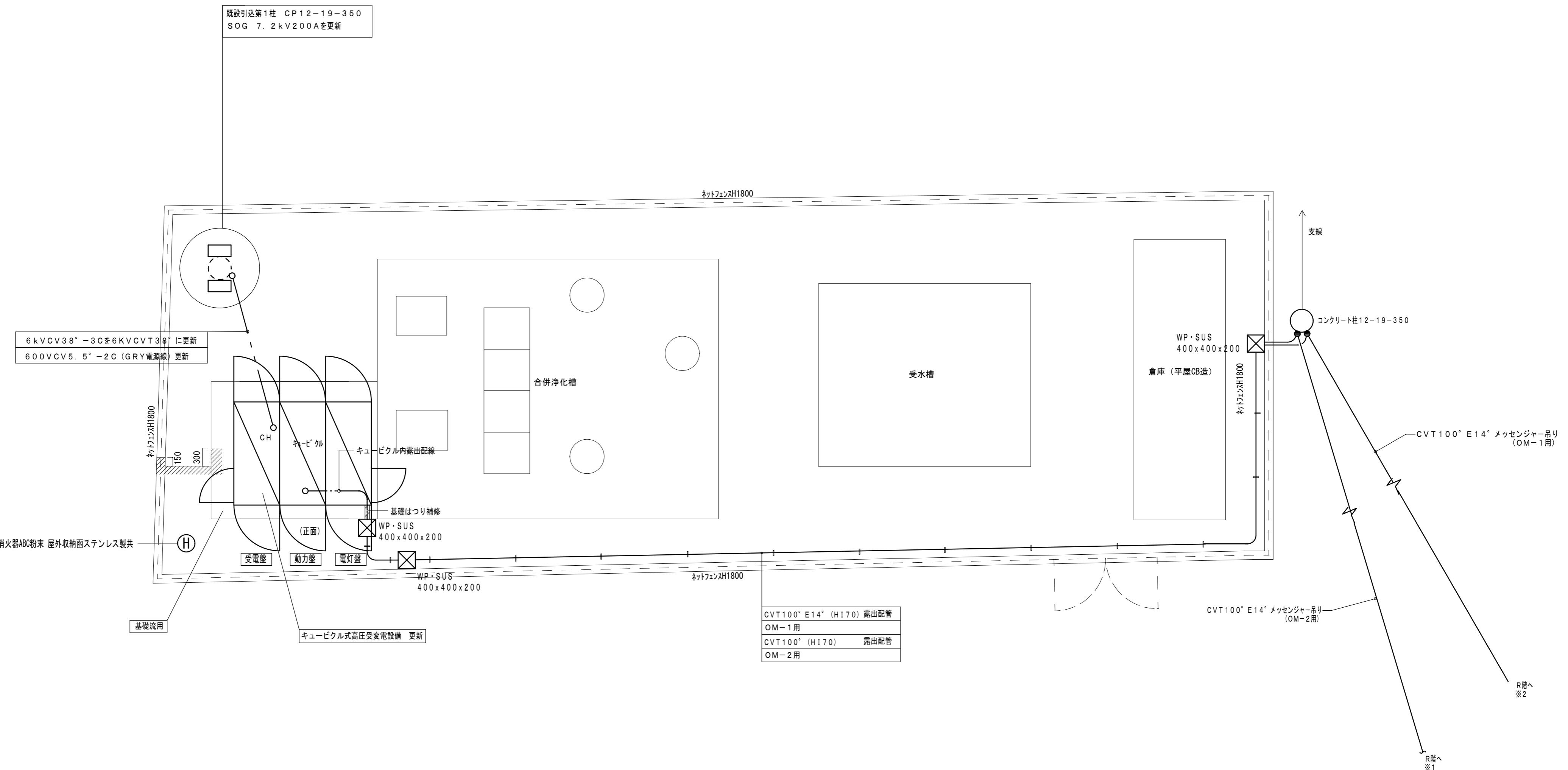
鉄骨架台参考図



一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

Kisho
Architectural
Design Office





■memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:50

■drawing title
電気設備 キュービクル廻り詳細図

■project title

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

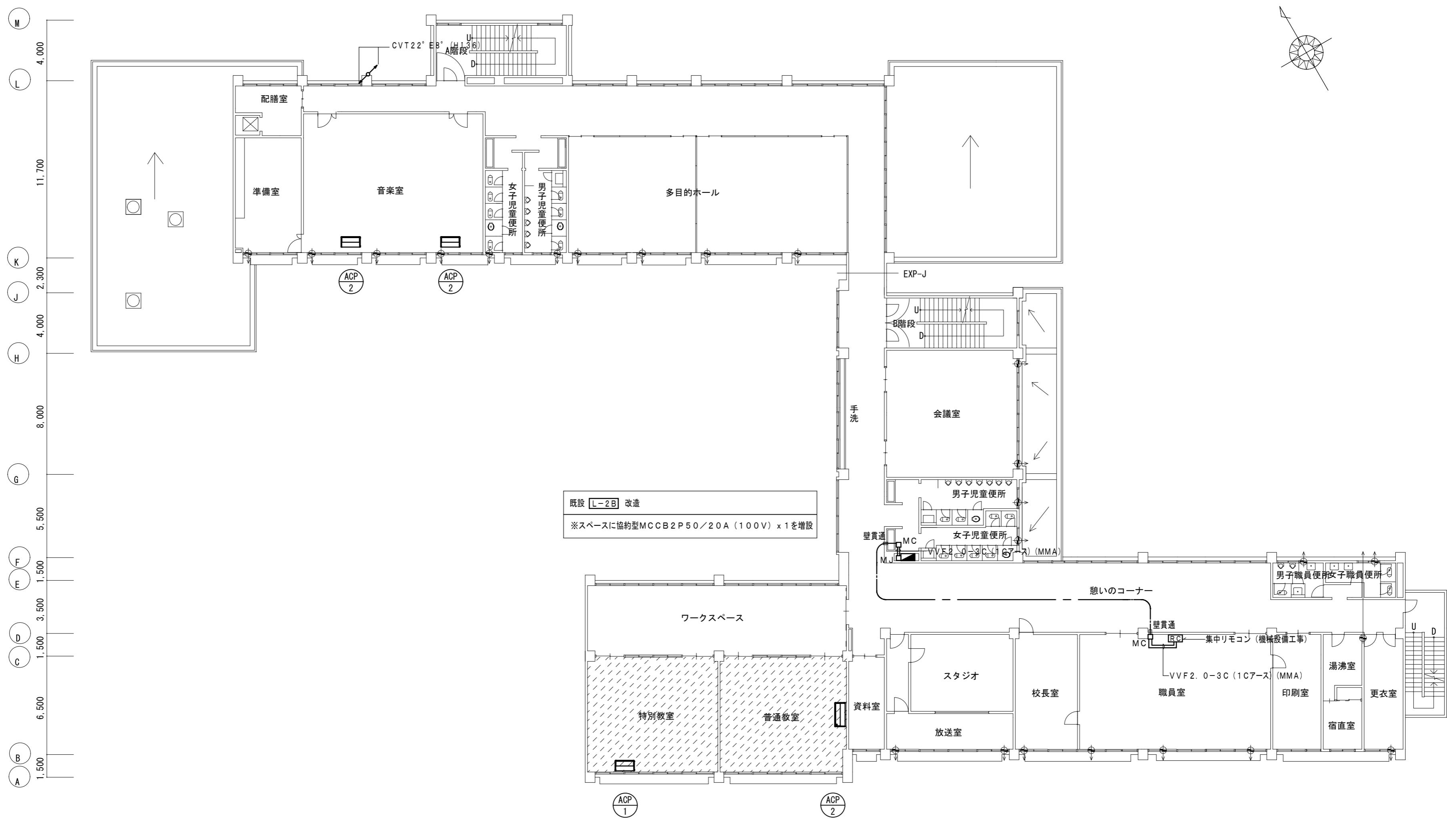
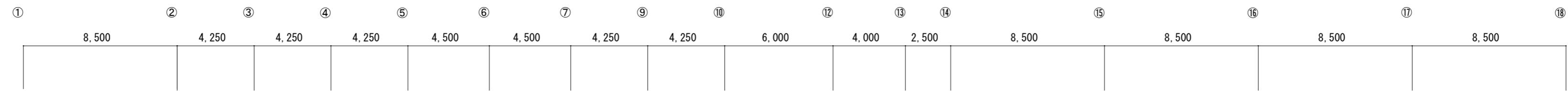
Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士登録第146490号
一級建築士事務所登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

E-07

■sheet no.
原図 : A2



凡例 工事箇所

2階平面図 S=1:200

memorandum

■ check
client
architect
contractor

■ sca

■drawing title

■ project titl

空調電源設備 2階平面図

津市立高野尾小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

■ drawing no. ■ sheet no.

E-08

原因 : A2

